

# 議院総務委員会議録 第四号

平成十一年三月十二日(金曜日)

午前十時開会

委員の異動  
三月十一日  
辞任 千葉 景子君  
堂本 曜子君  
補欠選任 今井 澄君  
福島 瑞穂君  
椎名 素夫君  
山本 正和君

国務大臣  
(内閣官房長官)  
國務大臣  
(総務長官) 野中 広務君  
太田 誠一君

資源エネルギー  
厅石炭・新エネ  
ルギー部長 北畠 隆生君  
自治省行政局選  
舉部長 片木 淳君

衆議院送付  
○委員長(竹村泰子君) ただいまから総務委員会  
を開会いたします。  
昨十一日、千葉景子さん及び堂本暁子さんが委  
員を辞任され、その補欠として今井澄さん及び椎  
名素夫さんが選任されました。  
また、本日、福島瑞穂さんが委員を辞任され、  
その補欠として山本正和さんが選任されました。





てその傷跡を今なお残し、もうや五十年を過ぎようとしてしまったわけでございます。一九九九年といふ一九〇〇年代の最後を終わるときに、私どもはこの百年を振り返りながら、さきの五十年は戦争に明け暮れた犠牲の多い、そして他国に犠牲を強いた大変な時代を経験したわけでござります。

恐らく私自身も、あの戦争があと一年も続いておつたらこうしてこの場で答弁を申し上げるような命をいただいてこの世に生かさせていただくなとなどなかつたと思うと、戦争を経験した世代の人間として、この一九〇〇年代を締めくくるに当たって、新しい世紀に我々がさまざま積み残してきた問題を解決し次なる世紀に飛びつけていかなければならぬ、あるいは次なる世紀に大きな荷物を背負わせる、そんなことを少しでも避けるべきだという思いで政治の一角落に参画しておるわけでございます。

御指摘になりました国旗・国歌につきましては、政府といたしましては、長年の慣行によりまして國民の間に日の丸あるいは君が代が国旗・国歌であるとの認識が既に定着をしておるものと認識をしております。

けれども、私自身、数多く今日まで行政の立場にそれぞれ市町村、府県の理事者としても議会人としても参画をしてまいりました。特に、教育現場において卒業式とか入学式に参画をいたしまして、指導要領に基づいて国旗・国歌を卒業式の儀式に入れようとする際に、国旗やあるいは国旗の掲揚について反対をする組合との激しい交渉もそれぞれ目の当たりにして見ることもございました。あるいは、式典に出て国旗に礼をしない人、国歌斎唱やあるいは国歌が演奏されるときに起立をする生徒、起立をしない生徒、起立をする先生、起立をしない先生、そしてまたそれぞれ同じような立場をとられる父兄。こういふものを見てきたときには、我が国教育のあり方として本当にこれがいいのかどうかということを痛切に考え、またみずから交渉の場に立つて、そしてどこに根拠があ

るんだということで非常に困惑しておる人たちの実情を見た一人といたしまして、先般の広島における世羅高校の石川校長の事件はまことにどうと命を犠牲にされた一つのこの問題の大きな犠牲者であつたと思うときに、一九〇〇年代を締めくくる我々のまた責任の一つであるんではなかろうかと痛切に考え、総理とも御協議を申し上げたところでございます。

そのような中で、新しい世紀を迎えるに当たりまして、我が国でも国旗・国歌を文化化して位置づけることについて検討する時期が来たのではないかということを考えまして、今回、国旗・国歌の法制化も含めた検討を、古川官房副長官をヘッドにして今鋭意検討をさせておるところでございます。

尊重する責務がある旨の精神規定を置くべきかどうかという問題については、御提案も含めまして、いずれにいたしましても最高機関である国会の御議論を踏まえまして、今後十分検討をさせていただかなくてはならないと思うわけでございます。

法案の提出時期につきましては、最高機関である国会の御議論等を踏まえながら、また内閣においてもささまざま点で検討をいたしまして、できれば今国会に法案を提出できる運びにすることが望ましいと現在考えさせていただいておるところでございます。

○海老原義彦君 できれば今国会に御提出くださいるというお話、ありがたく受けとめました。できるだけ早い時期に御提出いただきたいと要望する次第でございます。

また、その内容につきましては、官房長官が既にお触れになりましたけれども、これから御検討くださらざる手を尽くしていかなければならぬんだ、その一環として文部省の指導要領も位置づけるというようになつてくるわけでございます。これらは國なり地方公共団体の責務としていろいろな施設の上に立つ基本法としての性格づけのもとに作業を検討していただきたいと思うわけでござります。

大分時間もたちましたので、国旗・国歌についてなお伺いたいことが大分ございますけれども、ほんの一、二だけにとどめたいと思います。

世界各國において国旗・国歌の制定形式、いろいろあると思います。憲法で決められておる国、

性格、基本法的と私が申しますのは精神規定をたっぷり入れまして現実的具体的な技術的な問題には触れないという、そういう基本法的な性格を目標すべきではないかと思うわけでございますが、このあたりについてはいかがでございましょうか。

○國務大臣(野中広務君) 国民に対しまして、例えば法律によつて国旗の掲揚とか君が代の齊唱を義務づけるべきであるとか尊重責任を詳細に入れべきであるとか、こういった御議論もあるわけでございますけれども、基本的には私、思想及び良心の自由、すなわち憲法十九条にあります関係等を十分踏まえて、そしてこれは対処をしていかなくてはならない問題であると思うわけでございます。

委員が御指摘になりました、みずから生存する國を愛していくという基本に立ちながら、尊重する責務をいわゆる精神規定として置くことにつきましては、十分事務的にも検討をさせていただきたいと考えております。

○海老原義彦君 国旗を敬愛し、尊敬するということ、そういう心の醸成を図るということが國の責務であるあるいは都道府県の責務である、こういうことを盛り込みませんと、せつかく法律を制定しても文部省の教育指導要領は一体何なんだということになつてくるわけでございます。

それらの他の文書あるいは慣習等で定めているといふ國がございますが、イギリス、韓国、カナダ、オーストラリア、タイ、スウェーデン、オーストリア等がございます。それから、法律に至りませんその他の文書あるいは慣習等で定めているといふ國がございますが、オランダ、デンマークなどでございます。

それから、国歌につきましては、憲法で定めておる国といたしまして、フランス、インドネシア、ハンガリーなど。それから、法律で定めている國といたしまして、アメリカ、カナダ、スペイン等がございます。それから、法律以下の文書ま

で、それによりますと、国旗の制定形式につきましては、オランダ、スペイン、中国等がございます。それから、法律で定めている國といたしまして、アメリカ、オーストラリア、タイ、スウェーデン、オーストリア等がございます。それから、法律に至りませんその他の文書あるいは慣習等で定めているといふ國がございますが、イギリス、韓国、カナダ、オーストラリア、タイ、スウェーデン、オーストリア等がございます。それから、法律で定めている國といたしまして、フランス、インドネシア、ハンガリーなど。それから、法律で定めている國といたしまして、アメリカ、カナダ、スペイン等がございます。それから、法律以下の文書までもなく慣習等で定めている國といたしまして、イギリス、韓国、タイ等がございます。

○海老原義彦君 今、伺いますと、イギリスの系統の國と、それから初めて何つたんですが、韓国、タイなど、これは日本と同じような事情があるのかなという気もいたしますけれども、我が国としてこの法制化という問題を考えていけば、恐らく韓国においても真剣に検討される、またタイにおいても同様だらうと思うわけでございます。

先ほどの投書にもございましたように、国旗・国歌というものは国として存立するからこそ持てるんだ、持ちたいけれども持てなかつたという国が多數あるわけでござります。幸い独立して、旗を持ってオリンピックにも掲げたというクロアチアのような国もあるわけでござります。

そういう大企業が本拠地で、一方で日本で  
ぜいたくである、せつかく旗を掲げる権利を持ち  
ながら法制化もしておらぬというのは、少しやは  
り、私はあえて申しますけれども、金持ちばけ  
ておるのではないかという気がするわけでござい  
ます。日本の国がこれから経済環境も厳しくなり  
ますと、日本に付けて生きていく、国際的なな

非常に厳しい中においての日本の前途を考えると、常に厳しい中においての日本の前途を考えると、に、やはり国旗・国歌というものを我々が掲げて行くということ、非常に重要なことかと考えますので、どうぞよろしく御配慮をお願いいたしたいと思います。

次に、総務庁関係に移りますが、これは国籍の問題でございます。

国籍と言つても、総務厅の所管する国籍は、ちよと非常に限定的でござりますが、恩給法いうものを総務厅は所管でございますけれども、恩給法では恩給の受給要件として日本国籍を有する者というふうに限定されておるわけでござります。

これは、私思ひまするに、恩給は公務員制度一環である。戦前からつながつてゐる公務員制度は、今でもこれはある程度続いておりますけれども、極めて戦前的な概念で申しますれば、お雇い外国人というような者はいたけれども、基本的にはそれは別の制度で処理するものであつて、公員制度では日本国民だけが公務員である、そういうふうに考えたわけです。公務員制度の一環である恩給についてもそれはそうだろうな、だから恩給は日本国籍を有する者にしか出さぬ、こういふことになつたわけでござります。

先ほど、昭和二十年八月十五日の話を申し上げましたけれども、二十年八月十五日以前において

第三章 亂世の政治家たち

はそれは非常に正しかった。そのうえ、彼の持つ海外に移住する権利を持ちながら海外に移民して向こうの国籍を取ることで恩給権を得たというような方もおりましたでしょうけれども、そういう少数の方々は御納得いただいた上で恩給権を放棄したということになるわけですが、いまして、これは正しいことだったと思うんですね。ところが、この八月十五日を境にいたしまして

それまで日本国民の義務として軍人になつて戦争を行つておった台湾人、朝鮮人の、当時は台湾人朝鮮人とは言いません、みんな一視同仁日本の国民でございますから、銃を持つて南方において戦つておった、あるいは飛行機に乗つて戦つておつた。

こういう方々が八月十五日を境目にしておまへは日本人じゃないんだ、だから恩給はやらぬぞ。こういうふうになつてしまつた。それは国際間条約、日韓、日中の条約もいろいろござりまする、そういういたものに根柢を置いて日本政府とて出す義務はないんだという議論は一つござります。そういう議論はござりますけれども、恩給す。

度としてはこれはどうも了解つかないが、日本はなつてしまつたな。日本の公務員として一生懸命働いた者が、恩給権を取得しながらその恩給権を持たなくなつたのは、実はないと同様なんだ、日本国籍持たなくなつたらやらないんだ。

なつてしまつたと聞いておくれたが、ここら辺について大臣の御感触を聞く前に局長に諸外国で国籍条項がある國ない國に分たら一体どういうことになるか。また国籍条項がない國でも実効的に植民地が独立した後の民地軍の軍人にも恩給を出しているというふうにそこもござりますでしようから、そういうことも含めてちょっと事務的な御解説をいただきたいと思います。

○政府委員(桑原博君) お答え申し上げます。歐米各国の年金制度については、それぞれの

するには適當かどうかわかりません

今、委員のお尋ねでございます外国の例でござりますが、ヨーロッパの諸国、例えばフランス、ドイツ、イタリア等の国は法文上国籍条項といふものを入れてございます。アメリカとかイギリスについては国籍条項がございません。ただ、アメリカでも恩給法自体には国籍条項を書いてございま

せんけれども、第二次世界大戦中にアメリカ軍従軍したフィリピン人またはアメリカ人と同様仕事に従事しておりますましたフィリピン偵察部隊員等に対してはアメリカ人の半分、五〇%の年を支給しているといったような形で、一つ一つかくその経緯に照らして待遇をしているわけで

先ほど申し上げました国籍条項を有している  
ランス等におきましては、それ以外の者につきま  
しては個別の法律でもつて処理をされておりま  
す。例えばセネガル人に対する年金というのは  
現地通貨でといいますか、現地の物価水準に合  
せて払うといったような規定があるものもござ  
ります。それからイタリア等につきましても、旧

タリア属領ソマリアの方々に対する年金といふのを制定してそれぞれ中身を決めておるといった実態にござります。

○海老原義彦君 そこで総務庁長官に伺いましておりましたとおりが、今、恩給局長の解説にもありましたとおり

沿 た な こ け 項 植 稟 な い か が に も つ て 植 民 地 軍 に ま す て は あ つ も 別 の 法 律 で も う 一 国 が そ も そ な い か が は あ つ る よ う に な つ て お る。

民として倒したおれでシヨウジニシテ倒す

後独立しましたが、やはり出ておる。  
そういうような状況で、国際的に見て日本の恩給法における国籍条項というのは、これは恩給法においては、これは恩給法としてまことに告白的なものです。勤かせて、そのかわりに

働いたことによる自己の減耗に対する恩給を給るというのが今の基本的な思想だろうと思うんです。が、そういう基本精神から考えて、非常な消耗を強い戦地において戦わせた、ところが何を支給しないというのはまことにおかしい制度であります。

それを他の法律あるいは実効上予算措置など救つてはいる例も、例えば台湾義勇軍の場合などございますけれども、そういうふうに繙ぎはござ工でやつていくよりも、これは根本の恩給でしかり考えてみなきやならぬ問題かなと思うのでございますが、その辺、総務庁長官の御見解を聞きたいと思います。

○國務大臣(太田誠一君)　海老原委員がおつ  
ることはまことにそのとおりだと思います。  
そこで、総務庁としてのこれまで守ってきた  
法律の体系と申しますか、法律の考え方というう  
からすれば、かつて取り交わされた約束事をき  
んと守っていく、それをゆるがせにした途端に

いろいろなものが整合性を欠いていくといふことは、恐れる気持ちは当然一方でなければならぬ。ですから、現にあるこれまでの法律の体系、考課とは別に、立法としてどうするかということになると、うかと思います。

その際に、総務省だけではなくて、例えばどの関係については条約を締結するときのさまざまないきさつがあつたりすると想像いたしておるので、あくまでも行政各部から離れて内閣でどのような立法についての考え方を持つか、ということにならうかと思いますし、さらに言え

1

いてどのようなお考えが形成されるかということもまたあらうかと思ふのでございます。

もう少し私たちも視野を広く持つて、人間としての責任というようなことを考えていかなければいけない。前回の委員会における官房長官の御意見の御開陳もあり、そのようなことを踏まえて政治家として考えてまいりたいと思います。

○海老原義彦君 恩給は国家補償であるということは、常日ごろ総務庁長官からも官房長官からも承つております。その国家補償という面から考えても、片手落ちな恩給制度は本当におかしいぞと思うわけでございます。

さて、官房長官、こういったようなやりとりをお聞きになつておられまして、恩給制度所管ではございませんけれども、官房長官としてこういった問題に関連して何らかのお気持ちの発露をいたければと思ふのでございます。

○國務大臣(野中広務君) 今、国籍法の問題、あるいはこれをめぐる恩給法に関連する問題につきましては太田総務庁長官が申されたとおりでございます。

この問題は現行の恩給法等ではとても解決のつかないものであるということを十分承知をいたしました上で、委員がおつしやるようなさまざまな問題をはらんでおるわけでございまして、二十世紀を締めくくっていく上で新しい世紀に対する道を開こうとする現代、我々は人道的にも国際的にも大きな見地からこれを政治の場にある者として十分考へていかなければならぬといふ、ある意味におけるこの時代に生きた政治家としての責任と、そして私自身の信念を持つておるわけでございます。

かつて、我が国が拘留された米国の処置、あるいはドイツが行つた戦後処置等も学びながら、我々は余りにも多くの問題を先送りしてきた反省をこの今世紀末にしなくてはならないのではないかという気持ちを持つておる次第でございます。

○海老原義彦君 ありがとうございました。

○足立良平君 民主党の足立でございます。

公務員関係につきまして、まず前半、太田長官にお聞きをいたしたいと思います。

これは、総理の所信表明演説をずっと見ておりましても、ちょっと短いところだけ紹介いたしますと、「独立行政法人化等や業務の徹底した見直し、事前規制型から事後チケット型への行政の転換を基本とする規制緩和地方分権の推進を通じ、中央省庁のスリム化を図ります。以上の取り組みの結果として、十年の間に、国家公務員の定員は二〇%、コストは三〇%の削減を実現するよう努力をいたします。」と、このように小渕総理は所信表明演説でその考え方を提示されているわけあります。

私は、ちょっとこれで長官にお聞きをしたいんですが、今まで国家公務員の定員の問題、これは政府としては昭和四十年代の前半から定員の削減という問題についてずっと取り組んでおられる歴史がある。よく言われるようバーリンソンの法則とか、普通はつておきますとどんどんこれは肥大化していく傾向を持つておる中でそういう取り組みをしてきたという実績は私はそれなりにきちんと評価をしなければいけないだらうというふうに思ひます。

ただそこで、定員を削減するという一次から九次まで今計画をしたんですが、削減をするという言葉と、それから一方で増員をするという言葉がございます、実績として、官僚なりこういう政治の場にいますとそれは一応定義としてはわからぬわけではないですが、これは一体どういうことなのかというふうに率直に言つてちよつと感じます。

そうしますと、小渕総理は先ほど申しましたように、国家公務員の定員は二〇%コストは三〇%の削減を実現する云々と、こういうふうにおつしゃつておる。その意味は、今、総務庁長官がおつしゃつた意味とは、世間一般が受けとめる、国民が受けとめるものは全然違つておるということについて、私はこれで本当にいいのだろうか、実際問題として、それは今までの例えれば本年度の衆参における予算委員会とかいろんな委員会の中で、それはまやかしであるとかどうとかいろんな議論がされておりましたし、私は今ここで繰り返そ

ものを固定した場合には、明らかにそこでは定員削減というクロス概念、ネットではなくてクロス概念というには意味があるわけあります。すな

わち、新陳代謝を進めいくとという意味はあるわけでございますから、むしろ定員削減という言葉よりも、定員削減率ということよりも新陳代謝の速度というふうに言うべきではないか、あるいはもっとといい表現はないかというふうなことを当初

言つておりました。

しかし、なかなかそのいい呼び方を思いつかないでありますけれども、そもそも横に置いて、本当に生き抜きに対して大変なりストラとかいうものをやつておきますとどんとこれは肥大化していく傾向を持つておる中でそういう取り組みをしてきたという実績は私はそれなりにきちんと評価をしなければいけないだらうというふうに思ひます。

○足立良平君 今おつしやるような意味で確かにありますふうに使われているんです。ただ私は、これから政治の場でやっぱり注意をしなければならないのは、政府としてあるいはまた政党も政治家も含めまして、国民にどういうふうなメッセージをわかりやすく伝信するかということは大変重要なことだらうと思います。

○國務大臣(太田誠一君) 私も去年の七月に総務庁に参りましたときに、今、足立委員がお感じになつておりますのと同じような感じを持つたわけ

でございます。何か見せかけのことをやつておるのではないかというふうに思つたわけでございま

すけれども、実は純増とか純減とかそういうことだけが意義があるのかというと、決してそうではなくて、そのときの事務つまり仕事の種類という

ら。けれども、そういう面では、いわゆる政府としてなりあるいは政治家としてのメッセージの発信方に対する大変無神経な言葉として使われているのではないかというふうに私はちょっととあえて申上げておきたいと思うんです。

それで、その上でもう一つお聞きをしておきたいと思いますのは、一般的民間の企業、私も民間企業にもいたりなんかして経験もあるんですが、現在というの大変な不況だと、経企庁が今見方を変えるか変えないかという話もちょっとあるそ

うでありますけれども、そもそも横に置いて、本当に生き抜きに対して大変なりストラとかいうものをやつておきますとどんとこれは肥大化してい

く傾向を持つておる中でそういう取り組みをしてきたという実績は私はそれなりにきちんと評価をしなければいけないだらうというふうに思ひます。

○足立良平君 今おつしやるような意味で確かにありますふうに使われているんです。ただ私は、これから政治の場でやっぱり注意をしなければならないのは、政府としてあるいはまた政党も政治家も含めまして、国民にどういうふうなメッセージをわかりやすく伝信するかということは大変重要なことだらうと思います。

○國務大臣(太田誠一君) 一つは、行政がある時代に定めた制度、こういう政策にのつった行政

というものをやりたいということを考え定めた制度というものがそういうまでも意義があるわけではないわけではありませんから、それは絶えずその仕事は今なお必要なのかどうか整理していくしかない。そして、その整理していくときに、そこに人が配置されておつて一生懸命やっておる

ということがあるのはネックになるかも知れないといふことがあるわけでございますから、仕事の整理は仕事の整理でしなければいけないけれども、現実にはそこに人がいるということをどうするかということがあるわけでございますから、絶

えず新陳代謝、さつき言いましたグロスの定員削減をかけていくことの意味があると思うんです。常に行政の役割そのものが新陳代謝しなくちやいがないことが定員の配置におけるグロスの定員削減になると思います。

それと、もちろんこれは全体として政府の役割というものが一方で、日本だけではなくてイギリスにおいてもアメリカにおいてもヨーロッパにおいても少し大きくなり過ぎたのではないかということの反省から、その純減を図っていくこと意義があろうかと思うのでございます。

ただし、これはもう申し上げるまでもないことですが、現在の我が国の国家公務員の人団当たりの数というのは大変少ないのでございまして、アメリカに比べれば半分ぐらいだと言われております。ただ、それは単にそういうことでござい、非常に日本のあれが効率的で小さな政府かというとそれはだれもそうも思っていないわけであります。少なくとも多くのいう役目を果たしているかということについても見直しを当然違った目で見なければいけませんけれども、そういう全体としてのスリム化それから政策の見直しといふことの二つの意味があると思います。

○足立良平君 なるほどそうなのかも知れません。ただ、ここでちょっとお聞きしたいのは、政策の見直しといふことに今おつしやいました。大きくなり過ぎたか小さいかという問題について

は、これはそれぞれの見方、立場によって少し違ひがあるのではないかと思います。

それで、この定員、一般的に私はここであえて民間、いわゆる国民の視点の立場でちょっと今お聞きをしているわけなんです。考えてみると、この定員という問題について、国家公務員は全部で、現業等ほかのいろんなものを入れまして百万超しているわけです。現業というのは比較的定員が決めやすい。ところが、いわゆる大多数の一般的な事務職は定員というのはなかなか決めにくい。政

策というものあるいはまた行政上の要請にしてもあるいはまた社会経済にしても日々今変化をしてきております。

そうすると、実際問題としてここで定員とい

うものの決め方、例えば総務省では定員を仮に四千名なら四千名とする。けれども、本当にその四千名が正しいか正しくないのかという議論はなかなかかしくいくんだろうと思ひます。

ですから、そういう面からすると、先ほど長官が、定員削減の目的は一体なんですかと申し上げたら二つおっしゃった。そういう面では、政策の変更とかどうとかという関係では、この定員を固定化することによって極めて臨機応変に物事に対応することができないのでないのかなという感じするんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(太田誠一君) 今の足立委員の御議論の背後に、ちょっと民間の場合と国家公務員の場合の違いというのが私はあると思うのであります。それは、昔からわざり切つたことがありますけれども、国家公務員の場合には身分保障が基本的にあるわけでございまして、例えば途中解雇というふうな言葉は民間ではあるんだけれども、国家公務員の世界にはないわけでござります。

○足立良平君 なるほどそうなのかも知れません。ただ、ここでちょっとお聞きしたいのは、政

策の見直しといふことに今おつしやいました。大きくなり過ぎたか小さいかという問題について

は、これはそれぞれの見方、立場によって少し違

ひがあるのではないかと思います。

○足立良平君 これで議論するとまだどんどん横へ行ってしまうんですが、それはやっぱり長官、自然にその定義が変わってくるところが既にもう今のはちょっと私は正直言つて余りいただけないと思うんですよ。

私は、定員の固定、定員というものがいわゆる仕事の流れの彈力性を若干阻害しているんではないかというふうに申し上げたんです。この定員の問題が身分保障との関係でということをおっしゃいますと、これはいささか議論としては少しまづきようは余り時間ありませんから申しません。

それで、ちょっとだけお聞きしておきたいと思いますが、今まで第一次から第九次まで、今は九次の中途であります。定員削減計画というものがずっと進んできました。この定員削減計画の中では、いわゆる定員法に基づく定員というのは変わらないんですね。そのように考えていいんでしょうか。

○国務大臣(太田誠一君) ちよつとも一度。

○足立良平君 今までそれぞれ長官も予算委員会なりいろんなところで総定員法の定員が五十四万八千人というふうに数字を挙げて説明をされていましたが、実際的には結局今まで第一次、第二次とずっと九次まで来ています、定員削減。そうすると、例えばこの五年間に五%とかというふうな目標を定めて、ずっと定員を減らしていく。努力をしてきている。けれども、いわゆるこの総定員法の定員というのは変わっています。つまりよくある程度長い時間の中で調整をしていかなくちゃいかぬということにならうかと思うのでございます。

ただ、その一方で、そういう身分保障があるといふことの反面として、例えば民間が非常に景気

がいいときには賃金が上がつてもこちら側はそこそこのものであるとかいうふうなことが前提として

あったわけござりますけれども、それは本当に

言つてはいる場合があるわけござります。しかし、

このものであるとかいうふうなことが前提として

あったわけござりますけれども、それは本当に

言つてはいる場合があるわけござります。しかし、

このものであるとかいうふうなことが前提として

あったわけござりますけれども、それは本当に

言つてはいる場合があるわけござります。しかし、

このものであるとかいうふうなことが前提として

あったわけござりますけれども、それは本当に

言つてはいる場合があるわけござります。しかし、

このものであるとかいうふうなことが前提として

あったわけござりますけれども、それは本当に

言つてはいる場合があるわけござります。しかし、

ただし、後でちょっと詳しく説明してもらいますけれども、今度の中央省庁改革がありますと、自然にその定義が変わってくるところが既にもう早くもあるわけございますので、ちょっとその辺は……

○足立良平君 時間も余りございませんから、疑問の点はまた改めて事務方から聞くということにいたします。

それで、今いみじくも長官がおっしゃつたんですけど、私も実はずっとこれを見ていましてちょっと違うのかなというふうに思いましたのは、今回

の場合には、長官の今までの答弁の中では、独立法人として六万七千人を外に外しちゃうから相当

これはもう変わってきますということを力説されています。いい悪いは別です、これは議論がある

ところですから。きょうはまだそれも詰めません。

けれども、少なくともこの論理をしますと、従来

の一次から九次までの定員削減というのは、一方

で計画として削減の問題があります。そして、各

省庁の新たな仕事がふえたということで増員計画

があります。それで、純減というのか純増か知ら

ぬけれども、純減という言葉は私の安物の字引には入っていないんですけど、実際は

いすれにしろ、そういう面からすると定員削減の定員というのは変わらずにずっと今日まで来ていました。けれども、今回の給理が提起をされた二〇%であるのか二五%であるのか、自白では二五となっていますから二五でしょう。これは十年間で

公務員の定員の二五%を削減するということになります。そのように私は理解をするんですね

が、それで間違いございませんか。

○国務大臣(太田誠一君) 今、先生おっしゃつた

ような意味であります。

○足立良平君 ただ、私はここで一つだけちょっと提起をしておきたいと思いますのは、先ほど規制緩和の問題ということで、総理の所信表明の中

にも文言が入っています。定員を削減するかしないかというふうな問題は、働く側の問題がどうか

ということはちょっとこれも議論してあります

から、これも横に置きます。けれども、実際的に規制緩和をこれからどんどん進めていくと、これがはつきりしている。

今までの裁量行政というんでしようか、あるいはまた総理の言葉で言うなら事前規制型から事後チェック型に切りかえていくと、これはいずれにしろ一緒にしよう。これは、裁量行政のところの公務員の数と事後チェックにおける公務員の数というのはおのずから変わってくる。むしろ、私は、これは市場万能主義者という方がおいでになるかもしれないけれども、市場にすべてくだねてしまつては大変社会的に不公平が生じてきますし、あるいは経済的に大変な問題が生じる。そういう面からすると、私はいわゆる規制緩和を進めていかなきやいけないと思つてますけれども、同時にこの規制緩和をどんどん進めなければ、それをどういうふうに公正な委員会できちんとチェックするかということは、これから行政にとつては実は大変重要な問題だらう。極端に言ふと、その数とかもその他のいろんな委員会の数を日米間で比較をしてみると、私は日本の体制というのは大変に貧弱というんですか、弱い体制になつていてことは事実だと思いますから、そういう面では、これはちよつとまた別のところで議論させていただきたくと思いますが、一概にこれを今からさらによこの十三万何がしをどんどん減らしたらそれでいいということにつながるものではない。

ただ私は、もう一つあえて言わせていただくなら、当然これは公務員の側における職種転換といふ考え方をきちんとこれから導入していく必要があるんだろうと思いますが、その点、もし長官にお考え方があればちょっととお聞かせ願いたいと思います。

○國務大臣(太田誠一君) 今おつしやった事前調整型から事後チェック型へと移行するということなんですが、事前調整型については、おしゃるように規制緩和をすれば人が減つてくるはずでございます。一方、それに対しても事後チエッ

クというのは、すなわちこれは人がふえざるを得ないわけでございます。そして、アンゴロサクソンの国々の常識に近づけるならば、それもただのふえ方ではなくて飛躍的にふえなければ、言つてござりますから、発想をどこかで変えないと、この国家公務員の定員管理についても考え方を変えないと、とても今の状態ではおさまり切れる話ではないと思つております。

そこで、これは私の所管ではありませんけれども、司法制度改革の審議会がこの間スタートをするということが私はそれが一つの答えになつていいのではないか。すなわち、今の裁判所などの純粹な司法機関のほかに、準司法的な領域というものを別に確立していかなければ、今、先生が提起された問題、まさにそのとおりで、このような從来の総選法の管理という考え方では対応できなくなると思つております。

○足立良平君 時間も余りございませんので、これまで官房長官にお聞きをいたしたいと思います。

これはもう大分昔、一九九七年の四月ですね、長官が衆議院の本会議で、審議が大政翼賛会的にならないよう若い人に云々とおつしやつたこと、これがマスコミを通じて承知をいたしております。私はマスコミを通じて承知をいたしております。長官が衆議院の本会議で、審議が大政翼賛会的にならないよう若い人に云々とおつしやつたこと、これがマスコミを通じて承知をいたしております。私はマスコミを通じて承知をいたしております。長官が衆議院の本会議で、審議が大政翼賛会的にならないよう若い人に云々とおつしやつたこと、これがマスコミを通じて承知をいたしております。私はマスコミを通じて承知をいたしております。長官が衆議院の本会議で、審議が大政翼賛会的にならないよう若い人に云々とおつしやつたこと、これがマスコミを通じて承知をいたしております。私はマスコミを通じて承知をいたしております。長官が衆議院の本会議で、審議が大政翼賛会的にならないよう若い人に云々とおつしやつたこと、これがマスコミを通じて承知をいたしております。私はマスコミを通じて承知をいたしております。長官が衆議院の本会議で、審議が大政翼賛会的にならないよう若い人に云々とおつしやつたこと、これがマスコミを通じて承知をいたしております。私はマスコミを通じて承知をいたしております。長官が衆議院の本会議で、審議が大政翼賛会的にならないよう若い人に云々とおつしやつたこと、これがマスコミを通じて承知をいたしております。私はマスコミを通じて承知をいたしております。長官が衆議院の本会議で、審議が大政翼賛会的にならないよう若い人に云々とおつしやつたこと、これがマスコミを通じて承知をいたしております。私はマスコミを通じて承知をいたしております。長官が衆議院の本会議で、審議が大政翼賛会的にならないよう若い人に云々とおつしやつたこと、これがマスコミを通じて承知をいたしております。私はマスコミを通じて承知をいたしております。長官が衆議院の本会議で、審議が大政翼賛会的にならないよう若い人に云々とおつしやつたこと、これがマスコミを通じて承知をいたしております。私はマスコミを通じて承知をいたしております。長官が衆議院の本会議で、審議が大政翼賛会的にならないよう若い人に云々とおつしやつたこと、これがマスコミを通じて承知をいたしております。私はマスコミを通じて承知をいたしております。長官が衆議院の本会議で、審議が大政翼賛会的にならないよう若い人に云々とおつしやつたこと、これがマスコミを通じて承知をいたしております。私はマスコミを通じて承知をいたしております。長官が衆議院の本会議で、審議が大政翼賛会的にならないよう若い人に云々とおつしやつたこと、これがマスコミを通じて承知をいたしております。私はマスコミを通じて承知をいたしております。長官が衆議院の本会議で、審議が大政翼賛会的にならないよう若い人に云々とおつしやつたこと、これがマスコミを通じて承知をいたしております。私はマスコミを通じて承知をいたしております。長官が衆議院の本会議で、審議が大政翼賛会的にならないよう若い人に云々とおつしやつたこと、これがマスコミを通じて承知をいたしております。私はマスコミを通じて承知をいたしております。長官が衆議院の本会議で、審議が大政翼賛会的にならないよう若い人に云々とおつしやつたこと、これがマスコミを通じて承知をいたしております。私はマスコミを通じて承知をいたしております。長官が衆議院の本会議で、審議が大政翼賛会的にならないよう若い人に云々とおつしやつたこと、これがマスコミを通じて承知をいたおります。

事実、例えばイギリスの議会制度の中では、政黨助成金は野党にだけ交付する、与党には交付しない。これは、考え方としては私はなるほどそうだろうと思うんです。少なくとも議会というのは与党と野党が存在していて、そして与党といふのは後ろにずっと優秀な人材がそろっています。そのため規制緩和をすれば人が減つてくるはずでございます。一方、それに対して事後チエッ

カントもさきの政治改革といいますのは、対等に議論をして、与党と議論を闘わせて本当の意味でいいものを導き出していこうとするなら、野党が本当にきちんとしたものでないといけないのではないかというところにイギリスの議会制度の根幹があるのでないか。私はそういうふうに解説しているんです。

それで、そういう面でちょっとお聞きをしておきたいと思うんですが、野中長官、今、中選挙区制の議論があります。これは、今までの中選挙区制から小選挙区に変わってきた経過を振り返つてみますといろんな、ちょっと時間がありございまして、この提案理由説明を見ましてせんから何ですが、この提案理由説明を見ましても、これは政党助成法の提案理由なんですが、野党が本当にきちっとしたものでないといけないのものが政党中央にやつていてけるような状態にしまくてはいけない、こういう大義に基づいて私はやられてきたと思うわけでございます。

当時、私は政治改革そのものは肯定しながらも、ロッキード事件とかリクルート事件とかあるいは忘まわしい事件の中から、とにかく選挙制度を変えていかなくてはならない、そして政治活動そのものが政党中央にやつていてけるような状態にしまくてはいけない、こういう大義に基づいて私はやられてきたと思うわけでございます。

すべての審議、これはいいか悪いかは別として、それぞれの物事に対して違った立場で議論をして、そしてそれを深めていくと一番公平な結論を導き出していくというその姿勢は大変必要なことです。事実、例えばイギリスの議会制度の中では、政黨助成金は野党にだけ交付する、与党には交付しない。これは、考え方としては私はなるほどそうだろうと思うんです。少なくとも議会というのは与党と野党が存在していて、そして与党といふのは後ろにずっと優秀な人材がそろっています。そのため規制緩和をすれば人が減つてくるはずでございます。一方、それに対して事後チエッ

カントもさきの政治改革といいますのは、対等に議論をして、与党と議論を闘わせて本当の意味でいいものを導き出していこうとするなら、野党が本当にきちんとしたものでないといけないのではないかというところにイギリスの議会制度の根幹があるのでないか。私はそういうふうに解説しているんです。

そこで、これは私の所管ではありませんけれども、司法制度改革の審議会がこの間スタートをするということが私はそれが一つの答えになつていいのではないか。すなわち、今の裁判所などの純粋な司法機関のほかに、準司法的な領域というものを別に確立していかなければ、今、先生が提起された問題、まさにそのとおりで、このような従来の総選法の管理という考え方では対応できなくなると思つております。

○足立良平君 時間も余りございませんので、これまで官房長官にお聞きをいたしたいと思います。

これはもう大分昔、一九九七年の四月ですね、長官が衆議院の本会議で、審議が大政翼賛会的にならないよう若い人に云々とおつしやつたこと、これがマスコミを通じて承知をいたしております。私はマスコミを通じて承知をいたしております。長官が衆議院の本会議で、審議が大政翼賛会的にならないよう若い人に云々とおつしやつたこと、これがマスコミを通じて承知をいたしております。私はマスコミを通じて承知をいたしております。長官が衆議院の本会議で、審議が大政翼賛会的にならないよう若い人に云々とおつしやつたこと、これがマスコミを通じて承知をいたおります。

例えば中選挙区制に、これはちよつとまた別の場所で議論いたしたいと思いますが、中選挙区制にそれを戻してしまうということになるなら、ある面ではこれは派閥選挙でやつていかざるを得ない。でなければ、仮に今よく俗に言われているように一選挙区三名となるともう全部三分の一ずつの政党ができるやう、極端に言うなら、だから、派閥選挙になつてくるでしょ、中選挙区制になつてくる。そうなつてまいりますと、政黨助成金をつくる助成法の概念からするといかがかないうふうに実は私ぶつと思つたりするんですが、長官、何かお考えござりますでしょうか。

参議院に比例制度があるのに、衆議院に比例制度を導入することが本当にいいのかどうか。あるいはその結果によりまして、東京都内等では一つの区よりも小さいところで衆議院議員が出てくれる。今それぞれ統一地方選挙を前にしておりますけれども、そこから出た議員は区会議員にも都会議員にも頭が上がらない、こういう状態。あるいはかつて、そのとき縦割りでありました細川さん自身が後日言われたんだですが、熊本や大分でも市内が二つに分かれております。細川さんは私に、私との制度を選択しましたけれども、熊本市内を

回つてみて、自分の選挙区がどこからどこまでかさっぱりわからぬと、こう述懐をされたわけでござります。

「こういう制度が、仮にこれから地方分権をやつてきて、市長一期ぐらいやって、そして市民に受けのいいことをだつとやつたら、ぱつともう衆議院議員にくらがえすることは可能だし、本当に市政を小さくしてしまうんじゃないかな。あるいは比例制度重複立候補ということをやりましたために、亡くなつたら必ず四十九日の忌明けの日には投票日になると、こういうことを繰り返してまいりました。また、選挙候補者が辞任をした場合は比例区から候補者が立候補するとか、こういうう状態のさまざまな問題やら供託金あるいは法定得票数に満たなくとも当選できたり、あるいは二位が落選をして三位、四位が当選するといったような矛盾を持つてみたり、こういうことを本当にしているのか。

かすんなりといまだに自分自身残念ながら納得のできない状態であるということを過去を振り返りながら申し上げて、そのお許しをいただきたいと 思います。

○足立良平君 もう時間が参りましたから、これではまた別の場で議論をいたしたいと思います。今の官房長官が提起されました、例えば参議院と衆議院の比例代表の問題についても、これは今選挙制度なり衆議院と参議院のあり方の問題とかいうことを含めて、あるいはまた今日持っていますが、選挙制度の問題点ということとの関係があるわけとして、これはまた議論は楽しみにいたしたいと思います。

ただ私は、この政党助成という問題、あるいはまた政治改革という問題、これは政治を改革していくべきやいけないと、ということについてはもう私は全く異存はないわけでありますし、国民の皆さんからすると、政治に対する、あるいはまた政党に対する信頼感というものは本当に地に落ちてきているということもこれまた事実だと思いつつますから、そういう面で議論をいたしたいと思いますけれども、私は、政党助成というのも、やはりこの選挙制度の改革と一緒に進んできたということでも、何と申しますか、この選挙制度の改革と一体で進んできただけで、これがまた議論は楽しめないと思います。

以上です。

額。いろいろ努力をされておられるることは承知しておりますが、費用対効果から見てどうなのか。一生懸命一年間やつて一人で、収入、支出ともにでございますが、二千方の指摘である。それからもう一つ、会計検査院の年間の予算は、先ほどございました百六十五億円でござりますから、百六十五億円の予算をかけて二百四十四億の金額を指摘された、一・五倍ほどでございます。

そういうことを考えますと、費用対効果は一体これはどうなのだろうか。諸外国に比べてどうなのだろうか、こういう疑念を持つわけでございますが、院長、どういうお考えでござりますか。

○会計検査院長(足田周朗君) お答えいたしま

○口笠勝之君 諸外国と比べてはどうなんですか。

○会計検査院長(足田周郎君) 世界の各国には必ず私ども会計検査院と同じような組織がございまして、それぞれ検査活動を行つてゐるわけですが、たゞいまですが、中にはアメリカのGAOのような形で議会の附属機関になつていて、議会からの要請を主に検査対象として活動してゐるというようなところもございます。また、我が国と同じような形で独立機関というような形で財政監督活動を行つてゐる機関もございます。

それぞれ非常に細かい点ではその国その国によ

りまして歴史的な革案もございまして、検査結果の取りまとめ方に必ずしも統一的なものがございませんが、私ども日本の会計検査院いたしましては、世界各国の会計検査院の検査活動につきまして、常時密接な連携を保ちながら学ぶべきところは学んでいくことと検査の充実を図つて、いくよう努めているところでございます。

○日笠勝之君 通告していなかつたんですが、では、諸外国でいろいろカウントの仕方が違うかと思いますが、指摘金額を人数で割った一人当たりの指摘金額と、予算から見て指摘金額がどれくらいいの割合なのかとか、後ほどまたデータを出していただければと思います。

それから、当委員会は情報公開法を今審議しておりますが、先ほどの予算説明の中に会計検査院との交際費が平成十一年度百七十七万六千円ほど計上されております。これは、内閣から独立した機関ではありますけれども、ちゃんと情報公開法の中にも情報公開対象機関として会計検査院は入っておりますわけです。ですから、情報公開法が成立して二年を目指し政令で施行されるわけでございますが、もしそうなつた場合、この会計検査院の交際費というのは全面的に公開をされるんですか、それともどういうお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○会計検査院長(足田周朗君) ただいまお尋ねのありました本院の交際費につきましては、金額は先ほど委員御指摘のとおり年額で百七十七万円程度でございますが、主に職員あるいは元職員、さらには検査対象機関などにおきましていろいろ御不幸があつたような場合に、例えば社会通念に従いまして生花をお出しする、あるいは弔電をお出しうるというような経費に使われているのが大部分でございます。こういった交際費に係る文書の公開につきましては、具体的な請求があつた段階で個々に判断を行う必要があると考えております。現時点では公開がどこまでできるか、この場で的確にお答えすることは非常に困難ではないかと考えております。

いずれにいたしましても、情報公開法の施行後、この法律に基づく開示要求がありました場合には適正に対処してまいりたい、このように考えております。

○日笠勝之君 これは総務厅長官にも関係するのですが、不開示になるおそれもあるようなお話をこの前もされました、例えば総務厅の交際費といふと。されども、これは先日テレビで見た話なんですが、ある県は全部公開しているんですね、知事部局の交際費は名前まで全部公開。ですから、大変失礼な言い方をすると、ある県の知事部局の交際費、衆議院議員何のぞれべえさん叙勲のお祝い金五千円、そこまで公開しておるわけです。

ですから、この情報公開法、いろいろ御質問していきますと、外務省も官房長官も先日申されましたが、機密費と称する報償費はなじまないと。実は皇室費の中にも報償費があるんですが、きょうはちょっとお呼びしておりますが、こういう交際費とか報償費の基準というものをつくらないと、せつかく国民に開かれた行政と言ながら、これはできません、これはここまでしかできません、こういうことでございます。

総務厅長官、やはり公開基準というものを、特に交際費なんかはこれは官房長官でしようが、全般を挙げてここまでではやるということを明確に、

施行までに公表しないと、開示請求手数料を出したらだめでしたなんというようなことがしようとつちゅうあちらこちらで起るわけでございますから、この点ひとつよくインプットしておいていただければと思うわけでございます。

それから、会計検査院にもう一度質問いたしますが、防衛庁の調達本部のいわゆる水増し請求事件というのがありました。その後、どのような検査をされておられるのか、お伺いしたいと思います。

○会計検査院長(足田周朗君) 防衛庁におきまして装備品の調達にかかる事案が生じましたことにつきまして、会計検査院として未然にこういった事案を見発見できなかつたということにつきましては重く受けとめているところでござります。昨年、早速、会計検査院内部におきまして委員会などを設けまして、これまでの検査のあり方などを全面的に洗い直しを行つたところでございます。

それで、まず、会計検査院内部におきまして、公認会計士の資格を持つていて調査官あるいは企業会計に詳しい調査官こういった者もおりますので、こういった職員を選抜いたしまして専門班を設置して検査体制の充実強化に努めているところでございます。

それからまた、従来、調達先の会社につきましては、調達実施本部職員の立ち会いのもとでいわゆる肩越し検査というような形で検査を実施してまいつたわけでございますけれども、今後は必要と認められる場合には会計検査院法第二十三条に直接検査指定を行つて検査するという権限も認められておりますので、この会計検査院法第二十三条を發動いたしまして、直接会社検査を実施することを考えております。

それからまた、ただいま御審議をいただいております平成十一年度予算には非常勤職員手当が増額計上されておりますので、これによりまして外部の専門家を活用するということも考慮いたしまして、今後の検査に万全を期してまいりたいと考えております。

○日笠勝之君 恐らくだめだと思います、私の感触では。

なぜかというと、受注業者は防衛庁なり会計検査院が来られた場合に示す表向きの帳簿と裏向きの帳簿と分けておるわけです。ですから、受注業者へ部品を納めている納入業者まで行かないとわからない。これは実際にそういう担当をしている人から聞いた話です。

防衛庁価格といいまして、例えば一万円で受注業者に納めた部品、実際は五千円とか三千円で、検収が終わってお金をもらつて払つた。その後、相殺伝票を起こして、実際あれは一万円で納入してもらつたけれども五千円なんですよ、わかつてありますねとこういうことをやつておるわけです。ですから、いわゆる受注業者へ納入しているところまで行かないで本当のことはわからない。そこまでできるんですか、今の会計検査院法で。

○会計検査院長(足田周朗君) 今、委員がおっしゃいましたように、受注業者へ納入している業者につきましては、私どもも会計検査院法上、直接検査する権限はございません。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、必要に応じて納入業者の方を検査するという検査の一環といいたしまして、さらにその納入業者がどのような形でほかの業者からその部品あるいは原材料などを購入しているかということにつきましては、従来と同じように調達実施本部、防衛庁職員の立ち会いのもとに肩越し検査ということに対応する手段もあるわけでございますので、私ども会計検査院といいたしましては、検査手法にさらりと創意工夫を凝らしながら検査に万全を期してまいりたい、このように考えております。

○日笠勝之君 一番いいのは、受注業者の原価計算している人をスカウトして中途採用されれば一番わかりますよ。それは、やってくるんですけど、企業者が間違いなく。ですから、そういう意味で会計検査院の中の公認会計士とか企業会計に詳しい人だつてわからない、裏帳簿でやつておるわけですから。ですから、その辺のところを踏まえ

ながら今後検査を続けていただきたい。わからななければいつでもまたお聞きくださいればお教えいたしますから。

次は、国会図書館の方でございますが、先日十九歳の学生が国会図書館を利用しようと思つて行きまして入館を拒否されたと、これはどうしてですか。

○国立国会図書館長（戸張正雄君） 国立国会図書館には国会議員の皆さんとの職務執行に資するという大きな目的がございます。また、納本制度というものを通しまして、国内の出版物を網羅的に集めてこれを文化財として後世に保存するという大きな職務もござります。そういうところから、一般の公共図書館といさざか趣が異なりまして、また一方、受け入れ側の施設、人員にも制限がありまして、昭和二十三年の開館当初から利用できる人々を二十歳以上の方というふうにしてまいりました。

ただ、初めのころは大学などの学生につきましては二十歳未満の方にも利用を認めていたわけですがございますが、大学の数もふえ、学生の数もふえてまいりますとなかなか十分に受け入れることができなくなりました。また一方、大学の図書館の整備も進みましたので、学生につきましてはもう例外を認めずにます大学の図書館を使っていただきたいたい、そういう制度に昭和六十一年からしていきます。それが現状でございます。

○日笠勝之君 余りそういうことが各大学にPRされていないんじゃないかと思うんです。

インターネットでホームページを出されていませんね。明確にそういうことはインパートされてい るんですか。

○国立国会図書館長（戸張正雄君） 今おっしゃい

ましたように、これはあくまでも例外措置でござりますので公には公表いたしておりませんが、ただ大学の図書館あるいは公共図書館に図書館協力ハンズブックとかそういったパンフレットを配りまして、その旨をお知らせしております。ただ、それが十分に行き渡っているかどうかはわかりませんが、私どもとしてはそういうPRをいたしまして周知徹底方を図っているところでございます。また、一年に一回、大学図書館長との懇談としているのがございまして、大学図書館長と私どもも接触いたしますので、そういう機会にもその趣旨のことを申し上げているわけでございます。

ただ、今おっしゃいましたように、そういうケースがあるということは十分に徹底されていないということです。これからも私どもその趣旨を徹底させていくことはやぶさかではございません。

以上です。

○日笠勝之君 国会図書館はたしか関西館を今準備されていますね。そうすると、利用者も向こうへ振り分けられたりすることも可能ですね。ですから、高校を卒業して専門学校、大学、短大の学生証を持つていては、国立国会図書館資料利活用規則第二条に「満二十歳以上の者とする。」といふ一応規則があるわけですね。もう少し国会図書館も開かれた国会図書館ということで、今後はそういう今申し上げたように関西館も考えておりますし、ぜひ規制緩和の方向で前向きにお考えいただいた方がいいんじゃないかな。

ただ、これはまた衆参の議連の図書館小委員会ですか、そこらあたりで規則を変えなきゃいけないということですが、ぜひ御賛同いただける委員会の方々はそれぞれの党の議連の方々にこのことなどを要請していただければ大変ありがたいと思うんです。せっかく遠くから来た、知らなかつた、十九歳、学生証を持っている、だめですよ、これじゃ幾ら何でも行政サービスをモットーとする日本国政府としては大変お気の毒な話でございますから、まずはPRをしっかりしていくたゞ、それから

ら議連の図書館小委員会等々でこれを前向きに改正していくたゞく、こういうことでひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、官房長官、実は昨日御質問する予定でございましたが、予算委員会の方でお時間がなかつたもので積み残しになりました件につきまして何点かお伺いしたいと思います。情報公開の緒みでございます。

情報公開法、これは官房長官の所管でないと言われるかもしませんが、各大臣と連携をとつて総理を補佐すると先日の所信表明でもおっしゃつておられましたので、あえて官房長官にお伺いするわけです。この情報公開法の十八条、これからすつといわゆる情報公開審査会はどうだとか事務局がどうだとかいうのが出てくるわけですが、この「情報公開審査会は、委員九人をもつて組織される」、「きのうもどなたかが両院の同意なんといふ」、こうあります。もちろん、これは両院の同意を得て内閣総理大臣が任命するわけですが、両院の同意を得るまでにいろいろと精査されて出されてくるわけだと思います。ということでございまます、きのうもどなたかが両院の同意なんといふのは形式だけだとおっしゃつておられまして、それは本当はいかぬのですけれども。そこでもう一つは、事務局の体制でございます。「十六条に事務局を置くことができて、事務局長のほか、所要の職員を置く」、こうあります。

そこで、私は、やはり身内が身内の不服申し立てを、元自身、官僚OBが自分の出身の省庁からも出でくるかもしれませんね。ですから、この情報公開審査会の委員とか事務局長はもろん両院の同意を必要とするわけでございますが、原則はやはり官僚OBを排して民間人でもつて構成すべきではなかろうか、このように思いますが、官房長官はどのようにお考えでしようか。

○國務大臣(野中広務君) 情報公開審査会は、委員御承知のとおりに行政機関の長の行った開示、不開示の決定に対する不服申し立ての裁決または決定に当たりまして、第三者的な立場からの合理的かつ客観的な評価を加味するものでありま

て、開示請求権の制度のかなめとなる機関でありますだけに、委員から今御指摘ございました審査会の委員はもちろん、それを補佐する事務局が果たすべき役割も大変重要であると認識をしておるところです。

審査会の委員及び事務局長の任命権は内閣総理大臣にあるわけでございまして、その人選については私からコメントは差し控えたいと存じますけれども、その職責にふさわしい識見と能力を持つた人が選任されるものと考えておりますし、私の方もそのようなことを総理にも御進言申し上げたいと存じております。

○日笠勝之君 官僚OBの方が委員になつたり事務局長になりますと、恣意的なことで不開示になつたんではないかという懸念が国民一般に広がると思いますので、ぜひ私の要望を総理に伝えていただければと思います。

それから、委員は再任されることができるわけです。しかし、再任の任期は書いてないんですね。一期が三年でございますが、再任できる。再々任とか、また四選とか五選とか、これ一体どういうふうなイメージを持っておられるのか、委員の再任について何期までとかイメージがあればちょっとお聞かせいただければと思います。

○國務大臣(本田誠一君) 審査会の委員につきましては、委員の長期留任は特別の事由のない限り行わない旨の閣議口頭了解が行われております。これによると、任期三年の委員は三期までを原則とすることとなっております。

情報公開審査会委員の再任については、任命権を有する内閣総理大臣において、この閣議口頭了解を踏まえその都度適切に判断されるものと考えます。

○日笠勝之君 わかりました。

それから、いわゆるこの情報公開法は、附則に、この法律の公布後二年を目途として法制度上の措置を講ずる。公布になってから二年を目途でございますが、昨年の三月に衆議院に出されて、継続懇談でやつと今、日の目を見ようかなという状況で

ござります。一年たつておるわけです。  
ですから、二年以内と言わずに、もつと早くや  
りたいと思うわけでございます。もつと早くがいいか  
もしれませんが、できれば二〇〇一年一月から中  
央省庁再編が行われると思うわけでござります  
が、それに合わせて情報公開法も施行されたらば  
いいんではないかな、ちょうど整合性が保たれる  
と思うわけであります。  
とふうのは、その間に例えは厚生省に開示請求  
したと、これが何か労働省と一緒にになつちゃうと、  
一体その省の窓口はだれでどうのこうのと  
になりますから、再編と同時にやはりこの開示  
請求ができるよう、せめて二〇〇一年一月から  
遅くともスタートできるように御尽力をいただけ  
ないのかな、こう思うわけですが、いかがでしょ  
うか。

○國務大臣(太田誠一君) 情報公開法が施行され  
るまでの間に、政府及び各行政機関においては施  
行準備にかかる大量の事務作業が見込まれると  
ころであります。政府としては、その施行のため  
の政令、施行通達等の策定、施行制度の周知広報、  
全国に置く総合案内所の整備などを行う必要があ  
る。また、各行政機関においては行政文書の管理  
に関する定めを制定し、開示請求に適正かつ円滑  
に対応するため、この定めに従つて保有する大量  
の行政文書の目録の整備などを行うことが必要と  
なるほか、審査基準の策定、窓口の整備などを行  
う必要がある。

これは、できるだけ早い時期に施行したいと私  
も思つておりますけれども、一体どんなことが必  
要なのかということがちょっと想像もつかないこ  
とがございまして、というのは今までここでもた  
びたび御発言ありましたように、我が国の省庁の  
体質はこういうことを想定してできていなかつた  
わけでござりますから、それに適応するための時  
間というのはどのくらいかかるのか、ちょっと検  
討がつかないというところがございますので、簡  
単に本当にもうおっしゃるとおりに繰り上げて前

倒してやりたい、こう申し上げたいところなんですかけれども、そうはいかないのではないか。未知の部分が多過ぎるということでございます。

○日笠勝之君 では、総務府長官は前倒しでやりたいという熱意はある、こういう理解でよろしいですか、ありますね。——ありますと言つてくださいよ、熱意はあると。

○國務大臣(太田誠一君) 熱意はござります。

○日笠勝之君 時間もたちました。昨日の質問で政令がたしか十五カ所ほどございますが、これらまだ審議も情報公開法はある予定でございますので、政令の骨子をぜひ当委員会へお出しいただきたいことを御要望して質問を終わります。

○阿部幸代君 官房長官に質問いたします。

私は、昨年、いわゆる従軍慰安婦問題の法的解決の必要性について質問させていただきました。二十世紀のうちにぜひとも解決をしたいいわゆる戦後補償問題はほかにもいろいろあります。きょうはその中で香港軍票問題について質問いたします。

日本軍が占領中に発行した軍票は、大日本帝国

政府が責任を持つて発行したもので、戦後日本国政府が責任を持つて交換、整理すべきものでした。ここに実物があります。「大日本帝國政府 軍用手票 拾圓」の実例です。

軍票の交換、整理は国家の国際的威信にかかる問題ですから、大蔵省の記録によつても日露戦争、第一次大戦などの際発行された軍票はほぼすべてが整理されています。ところが、香港で発行した軍票については交換、整理が行われないまま今日に至っています。

どうしてこういうことになつたのか。大蔵省によると、連合軍司令部によつて無効無価値にすることを命じられたと責任を連合軍司令部になすりつけています。無効無価値というのは、取引において授受を禁止するということであつて、日本政府の責任がなくなつたわけではないというふうに私は思つうんです。

とにかく、占領中、経過的にどのような事情が

あつたにせよ、大日本帝國政府の名で発行した軍

票の最終責任は日本政府が持つてゐるのではないかでしようか、何らかの措置をとつて一刻も早く解決すべきなのではないでしょうか。

○國務大臣(野中広務君) 委員が御指摘されましたように、さきの大戦によりまして賠償、財産請求権等の問題につきましては、我が国といたしまして、基本的にはサンフランシスコ平和条約あるいは二国間の平和条約及び他の関連する条約等に従いまして誠実に対応をしてきたところでございます。

我が国といたしましては、一九九五年八月十五日の村山内閣総理大臣談話を基本といたしまして、我が国が過去の一時期に植民地支配と侵略によりまして多くの国々、とりわけアジア諸国人々に対しても多大の損害と苦痛を与えた事実を謙虚に受けとめ、これらに対する深い反省とおわびの気持ちに立つて、世界の平和と繁栄に向かって力を尽くしていくという考え方でございます。この考え方に基づきまして、アジアの近隣諸国とも一層良好な関係を築くべく努力をしていくというのが基本でございます。

今、委員が御指摘になりました香港の軍票問題に対する我が国政府の立場でございますが、我が国は過去の一時期に、今申し上げましたように、植民地支配と侵略によりまして多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に多大の損害と苦痛を与えた事実を謙虚に受けとめなければならないと思つておるわけでございます。

しかし、それぞれ香港における戦争の被害に係る請求権の問題には、先ほど申し上げましたように、サンフランシスコ平和条約の規定によりまして我が国と英國との間に既に解決がついておるということになるわけでございまして、サンフラン

が出ることとされておるわけでございます。

いずれにいたしましても、それぞれ台湾等におきましても軍票問題というものが今なお残つておるわけでございまして、私どもその戦争の傷跡の大さきを今さらながら五十数年たつて嚴粛に受けとめておるわけでございます。

先ほど來も申し上げておりますように、こうい

う幾つかの問題が残されておりますけれども、今までの経過は経過として、二十世紀を締めくる段階における総括をやらなくてはならないと考

え、まず軍票問題は、来る六月ごろに予定される判決を踏まえながら、その判決の結果をも十分注視してまいりたいと考えております。

○阿部幸代君 何か微妙な物言いをなさつていて、何らかの総括が必要だとということをおっしゃつていただふうに思うんですが、ここに軍票問題で九三年八月十三日に裁判に訴えている香港住民の声明があります。その判決が近々ということだと思うんですが、一部紹介したいと思うんです。

「最も特筆すべき一事は、日本軍が香港を占領後、香港市民が使用していた香港ドルを日本貨幣及び軍票に強制的に交換させたということです。

当初香港ドル二元で軍票一元、一九四二年七月から香港ドル四元で軍票一元と交換し、並びに香港ドルの流通を厳重に禁止し、從わない者は死刑一斬を斬る、としたのです。香港索償協会の会員梁心さんはかつて友人が香港ドルを隠していたのを見つかり、銃殺され首を斬られたのを目撃しました。」「一九四五五年戦争が終わつて日本軍政府は撤退したまま何の沙汰もありません。軍票及び日本貨幣は変じて紙屑となりました。多くの市民は一夜にして破産、無一文となり、落ちぶれて乞食となつたのです。当時日本軍政府は香港で十九億元の軍票を発行しましたが、別に

この訴えをこのまま放置しておいてよいというふうに私には考えられません。

報道によりますと、官房長官は九日の衆議院内閣委員会で、旧日本軍に徵兵されながら、日本国籍がないため軍人恩給が受けられない在日韓国人について、法律の経過は経過として、救済的配慮があつてよいのではないか、こういう前向きの姿勢を示されました。香港住民の軍票問題についても何らかの救済的措置を検討するべきではないで

しょうか。

○國務大臣(野中広務君) 詳細な経過は、必要とすれば政府委員が参つておりますので報告させま

すけれども、従来の法律経過を申し上げる以外にただ、この軍票問題につきましては、従来英國が一貫してこれは既に法的解決のついたものとして、私ども日本国政府としても、英國政府のこの方針を方針として受けけて今日まで取り組んでも

いたところでございます。

ただ、委員がおつしやいましたように、現在東京高裁において裁判が続行中でございます。恐らく近くこの判決が出来る模様でございまして、そういうものを私どもとしては注視していかなくてはならないと思つております。

○阿部幸代君 私は、風格ある国家というの

こうした人々の願いに誠実にこたえていく、そういう姿勢を示すことによって築かれていくものだ

というふうに思つていています。

次の質問に移ります。

交通安全対策についてなんですかけれども、交通事故による負傷者数並びに死亡者数、中でも高齢者の死亡事故の実態などについて、最近の推移についてお聞かせいただきたいと思います。

○説明員(矢代隆義君) 御説明いたします。

平成十年中におきます高齢者の、六十五歳以上の方でございますが、交通事故死傷者数は、死者が三千七百四十四人で、全死傷者数の三四・五%、負傷者数が九万七百六人で、全負傷者数の九・

二%を占めています。人口十万人当たりの死者は、全年齢平均の約二倍でございます。

この高齢者の交通事故死傷者数は最近増加傾向にございまして、平成二年と比較いたしますと、それぞれ死者数では一八・七%、負傷者数では七・八%増加しております。その内訳は、歩行中の死者が多くございまして、高齢死者全体の四九・五%でございます。また、このところ自動車乗車中の死者が増加しておりますので、高齢者の死者中に占める割合が一〇・六%に至っております。

○阿部幸代君 交通安全白書を見ますと大変わかりやすい数字が出てくるのですけれども、昨年一年間の交通事故による負傷者数は九十八万九千二百九十七名、これは第一次交通戦争と言われた一九七〇年を上回っているというふうにあります。

また、我が国の交通事故の特徴として、高齢者の犠牲が多いということで、特に交通事故死亡者の中でも高齢者の占める割合は九一年二五・五%から九七年三一・七%へと年々増加しています。高齢者のこの死亡者構成率が人口構成率の一倍と極端に高い、これは欧米諸国と比べてみても異常な事態だというふうにも指摘がされています。

そこで、信号機の設置問題なんですが、交通事故の発生場所というのは、交差点内と交差点付近の事故が四五・五%を占めているというふうになります。ですから、信号機の設置は重要なと思うんですが、具体的例として埼玉県の例を挙げてみますと、信号機の設置要望が毎年一千二百件前後出されているにもかかわらず、九七年度百四十九基、九八年度百四十七基、九九年度予算で百三基にとどまっています。こうした傾向は全国的にも言えりんでしょうか。

○説明員(矢代隆義君) 御説明申し上げます。

確かに、信号機の設置要望は各県とも多くござりますが、全体の道路交通の状況を勘案しながら総合的に設置の可否を検討し、優先度の高いところから設置しているところでございます。

○阿部幸代君 どうも予算面で大変苦しい状況に警察もあるということなんですね。第六次交通安全基本計画が昨年、財政構造改革法で事業量はそのまままで五ヵ年から七ヵ年に延期されています。信号機などの年平均の整備数がもともと少ないのに、一層減るわけなんです。この影響が埼玉にも出ています。

公共交通については、今年度一〇・五%増といふ措置がとられながら、交通事故がふえ、高齢者の死亡事故がふえているというのに計画を後退させ、交通安全対策にもつと本腰を入れるべきだと思いますが、総務府長官の決意をお聞かせいただきたく思います。

○国務大臣(太田誠一君) 高齢者の交通安全の問題というのは大変深刻なものになつておると思います。諸外国に比べても大変交通事故死亡者数に占める高齢者の割合が高いわけでございます。したがつて、総務府は十省庁の取りまとめという役目でございますので、各省庁においてもそれぞれ努力をしていただいておりますけれども、今後とも強力に推進してまいりたいと思います。

○委員長(竹村泰子君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時十分休憩

午後一時開会

○委員長(竹村泰子君) ただいまから総務委員会を開きたいと思います。

○委員長(竹村泰子君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

○阿部幸代君 どうも予算面で大変苦しい状況に警察もあるということなんですね。第六次交通安全基本計画が昨年、財政構造改革法で事業量はそのまままで五ヵ年から七ヵ年に延期されています。信号機などの年平均の整備数がもともと少ないのに、一層減るわけなんです。この影響が埼玉にも出ています。

公共交通については、今年度一〇・五%増といふ措置がとられながら、交通事故がふえ、高齢者の死亡事故がふえているというのに計画を後退させ、交通安全対策にもつと本腰を入れるべきだと思いますが、総務府長官の決意をお聞かせいただきたく思います。

私は、一月、女性のための職安、大阪のレディス・ハローワークを視察しました。場所は難波の御堂筋の中心街にあり、便利で、ピンクを基調としたフロアはお役所のかた苦しい雰囲気も余りなく、フロアは八十人以上の女性であふれています。特徴的なのは、入り口に男子進入禁止の交通標識になぞらえた赤いマークがありまして、男性は利用できません。そして、あなたもヒロインとか、それからレディス・ハローワーク幸せ探しのパートナー、ちょっと結婚式場の案内かなとも思いうような、これは実はここで出してしまって、それを示す)そしてまた、これは職安にお見えになつた方の手記なんですけれども、こういうものも何年かまとめて出していらっしゃるという、大変努力をされております。

就職紹介とか件数でも大きな実績を上げていますが、これは大阪だけではありませんで、全国十二ヵ所にあります。その実績について御報告いただきたいと思います。

○政府委員(藤井龍子君) 吉川先生には、大変お忙しいところ難波のレディス・ハローワークを御視察賜りました。大変ありがとうございます。

レディス・ハローワークは全国に十二ヵ所設置されておりまして、平成九年度における利用状況は、まず、新規求職者数は十一万二千八百三十三人、新規求人数が六十万七千五百五十五人、職業紹介件数が十三万九千三百七十六人、就職件数が三万二千五百七十六人となつております。

○吉川泰子君 今数字でお示しいただきましたように、大変大きな実績を上げております。

それで、これは実は平成九年につくりました政府の女性政策、男女共同参画プランの中にもレディス・ハローワークの記述がありますね。そこをちょっとと御紹介ください。

○政府委員(佐藤正紀君) 平成八年に策定いたしました男女共同参画二〇〇〇年プランの中の「男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援」という事項の中に「レディス・ハローワークにおける質疑のある方は順次御発言願います。

○吉川泰子君 ポジティブアクションとレディス・ハローワークの問題について質問をいたしました。国会所管、会計検査院所管、内閣所管及び総理府所管のうち総理本府、官内庁、北方対策本部を除く総務省を議題とし、質疑を行います。

○委員長(竹村泰子君) ただいまから総務委員会を開きたいと思います。

○委員長(竹村泰子君) 午後一時に再開することとし、休憩前に引き続き、平成十一年度総予算中、皇室費を再開いたします。

○吉川泰子君 今数字でお示しいただきましたように、大変大きな実績を上げております。

それで、これは実は平成九年につくりました政府の女性政策、男女共同参画プランの中にもレディス・ハローワークの記述がありますね。そこをちょっとと御紹介ください。

○政府委員(佐藤正紀君) 平成八年に策定いたしました男女共同参画二〇〇〇年プランの中の「男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援」というものと、女性の登用のための目標値の設定及び女性委員の人数等の定期的な調査分析の実施、これは昭和五十年からいたしましては、ポジティブアクションの例といたしましては、ポジティブアクションの例といたしまして、国の審議会等の委員への女性の登用のための目標値の設定及び女性委員の人数等の定期的な調査分析の実施、これは昭和五十年から

再就職支援」という項目がございます。

内容は、女性の職業紹介を専門に取り扱う公共職業安定所(レディス・ハローワーク)において、就業に意欲を持ちながら育児・介護等の理由で就職が困難な女性に対して、きめ細かな職業相談・職業紹介等により再就職を援助する。

以上でございます。

○吉川泰子君 女性はパート労働者が大変多い。失業率も高い。賃金も男性の約二分の一と低い。社会保険の加入率も低い。こういう女性を雇用の入り口で支援しようとする政府の施策でございます。

それで、官房長官、今国会に男女共同参画社会基本法が提案されております。その中に積極的な差別是正措置、私たちボジティブアクションと呼んでおりますけれども、そういう考え方に入つておられます。この法律の基本的な考え方とも言えるものだと思いますが、この内容について御説明いたただきたいと思います。

○国務大臣(野中広務君) 吉川委員お尋ねのいわゆるボジティブアクションであります。男女共同参画社会基本法案におきましては、積極的な改善措置をいたしまして規定をしておるところであります。この法律の基本的な考え方とも言えるものだけませんでしょうか。

○国務大臣(野中広務君) 吉川委員お尋ねのいわゆるボジティブアクションであります。男女共同参画社会基本法案におきましては、積極的な改善措置をいたしまして規定をしておるところであります。この法律の基本的な考え方とも言えるものだけませんでしょうか。

このため、この基本法案におきましては、積極的な改善措置を定義いたしまして、これを含めた男女共同参画社会の形成の促進に関する施設を総合的に策定をいたしまして、実施する責務といたしまして、このための目標値の設定及び女性委員の人数等の定期的な調査分析の実施、これは昭和五十年から

実施をされております。また、企業におきます管理職登用等のための女性のみを対象とした研修の実施、あるいは女子職員、社員の採用計画の作成、地方公共団体等における女性リーダー養成のための海外派遣あるいは女性起業者に対する地方公共団体によります支援、すなわち融資とか講座の実施等を施策として含んでおる次第であります。

○吉川春子君 この共同参画基本法はこれから審議に入るわけですが、このポジティブアクションは、一足早く雇用機会均等法、四月から施行されますここの中で取り入れられているわけですからけれども、この趣旨はどういうことでしょうか、お伺いいたします。

○政府委員(藤井龍子君) 今般の男女雇用機会均等法の改正によりまして、新たにポジティブアクションについて国が支援するという規定を設けたわけですが、これは事業主がポジティブアクションをとる場合に国が援助するということです。これは、長い間の慣習あるいは固定的な男女の役割分担意識等のために非常に女性の能力の活用がおくれてているというような分野につきまして、事業主さんに積極的に女性の採用、活用をしていただきたい、それにつきまして、私どもの方で、国の方で援助をしてまいりたいという趣旨でございます。

○吉川春子君 実は今回、さきに御紹介しましたレディース・ハローワーク、女性のための職安が看板をかけかえる、廃止するとは言わないんじようが、看板をかけかえるということなんですねども、このレディース・ハローワークは機会均等法の改正法のどこかに抵触するんでしょうか。

○政府委員(藤井龍子君) さきの均等法改正によりまして、男女の均等な機会と待遇の確保を一層促進させるという改正を行わせていただきました。それに合わせまして、従来女性一般を対象としたような職業指導、職業能力開発などの就業援助の規定を廃止したわけでございます。これは女性を一くくりにして弱者として位置づける必要はないという判断で削除をしたものでございます。

おきましては、女性のみに対する募集というのが原則として禁止されたところでございます。レディス・ハローワークにつきましては、この均等法で原則禁止される女性のみ求人の展示、紹介を行つてあるとの誤解を招く可能性があるというこことで、今般、レディス・ハローワークの名称あるいは事業内容について改正均等法の趣旨に照らして再考することが適当であると考えたところでござります。

○吉川春子君 官房長官、ちょっとお聞きいただきたいたいんですけれども、この女性だけの職安というのは非常に女性が利用しやすく、今言ったようにきたいんですけども、この女性だけの職安といふのは非常に女性が利用しやすく、今言ったようには非常に細かいいろんな事業をしておりまして大好評なんです。今、職安は朝行きますと、失業者が多いのですから、求職者がいて、シャツターゲ徐々に上がる、そこにもう男性が足を突っ込んでわっと求人票に殺到する。あるいは職安の窓口で、女性専用のところで女性に対する勧誘とかいろいろなことがあって、それは十分職安の方でも注意していただいているんですけれども、レディス・ハローワークがなくなつて男の人も入つてくれるということになると、女性が職安に行くことが大変困難になるし、本来の趣旨が損なわれるんじゃないかと思うんです。

男女雇用機会均等法というのは、企業の努力義務規定を義務規定にするが、そういう形で男女の平等ということを強化する形で改正されたものと私は感じているんですけども、そういう法律の施行と一緒に、これだけ実績を上げている女性だけの職業安定所が廃止されるということはちよと何かそぐわないし、多くの女性からも実は廃止しないでほしいという要望も来ているんですね。そういう点について何とかこれは、まだスタートしたわけじゃないんですけれども、お考えいただきたいたいと思うんです。

それで、労働省に聞きましたら、レディス・ハローワークという言葉は残すというんです。ただ、旧レディス・ハローワークとする、それで何か新

しい看板をつける。しかも、これはある所長なんですかけれども、旧レディス・ハローワークの方を赤く大きく書いて、今度の新しい名前は小さくしようかという案もあるんです。ですから、本当にこれは評価されている制度だけに、ここで何かそういう形で廃止しなくていいんじゃないかと思うんですけれども、官房長官、ちょっとと御感想を伺いたいんです。

○國務大臣(野中広務君) 小渕総理が、最近の厳しい雇用情勢の中から、先般来市民各層の皆さん御意見を率直に現場に出て聞く機会を設けておられます。そういう中で、今、委員が御指摘になりましたように、職業の安定を求める職業安定所に足を運ばれる皆さんが、土、日が休まれておるために大変難儀をしておられるというお話を聞きました。そこで、労働大臣とも話をいたしまして、主要都市におきまして休日の日にも窓口を開けるような措置をいたして、積極的な御協力をいたしまして、いったところでございます。

今、委員から御指摘をいただきました問題についても、いわゆる男女共同参画社会を形成していく上においてもなお重要な課題の一つであると思いますので、労働省ともよく協議をし、行革担当の太田総務厅長官もこにおられますので、そういう意味においてよく協議をしてまいりたいと考えております。

○吉川春子君 私は、官房長官がそう言つてくださったので大いに期待をしております。局長にもう一つお伺いしたいんですが、女性を一束にして全部弱いものじゃないというふうにおつしやつて、だから今度変えるということでしたが、ここに来られる女性は弱者なんです、女性の中でも。レディス・ハローワークに来られる人は、育児、介護など家事でもつて仕事を中断して今失業中だと。そして、その人が再就職するための支援ということで設けられていましたから、一束にしても君と言つていただいた方がありがたいです。これが私の一方的な希望でございまして、できましたら山本君と言つていただきます方がしゃべりやすいと、これだけ申し上げておきます。

○政府委員(藤井龍子君) このレディス・ハローワークにつきましては、均等法改正に伴う措置と一つ、平成七年に育児休業法を改正いたしました。育児・介護休業法になつておりますが、この二十五条に育児や介護で退職した男女労働者について再就職の援助を国が行うという規定が設けられています。

したがいまして、これを受けまして、今般レディス・ハローワークにつきまして、育児や介護で退職なさつた方で、これから再就職をしたい、仕事と家庭を両立する形で再就職をしたいと思っておられる男女労働者の方々につきまして、就職希望登録とか職業講習、きめ細かな職業相談、職業紹介などを専門に行う職業安定所、ハローワークということで位置づけしてまいりたいと思つておられるところでございます。したがいまして、名前もレディス・ハローワークということではなく、両立支援を目的とするハローワークという形にしたいくつておるところでございます。

それにつけ加えまして、このように名称あるいは業務内容等を変更いたしますが、これまで御利用いただいた方々にはこれまで同様十分気持ちはよく御利用いただけますよう、レイアウトや業務の取り扱い等を工夫することによりまして、女性の求職者の方々に親しまれて十分利用されるよう配慮をしてまいりたいと思っておるところでございます。

実はこの前、どういう質問をするんだというのがありまして、官房長官に対する質問をちょっと二、三用意したんですが、冒頭に海老原先生の方から日の丸・君が代でお話をございましたので、私もちょっとそれに触れて感想を述べ、先ほどの官房長官の御答弁にもし加えることがあればいただきたいと思って質問したいと思います。

海老原先生は随分お年寄りに見えますが私よりも大分若いので、私がこの前調べましたら、参議院で私は最後の兵役なんです。兵役というて、私の時代が最後の兵役なんです。兵役というのは頭の上から足の下まで全部すっぽんばんなつて徹底的に検査を受けるんです。今の若い子だったら自殺します。それぐらいのむちゃくちやな検査を受けた世代の最後が私でございまして、一期上が官房長官だと思うんです。いずれもすっぽんばんの経験者です。

しかし、ここで私が申し上げたいのは、私は実は最後に、戦争に負けまして二年間、中国の満州、今の東北地区に留用されました。留用期間中に鉄砲の弾も食らったんです。本当に戦争といふものはどれぐらい怖いか。小便がちびるとかなんとか言いますけれども、弾が飛んできたら大変なんです。人間が人間じゃなくなります。そういう中では正直言つてむちゃくちやもやります。それぐらいの戦争といふものは激しいものだと、こういうことを前提にして申し上げておきたい。

その私が、一年たって、いよいよ引き揚げ船に乗つて、もう九月の末なんですけれども、それから日本の国に帰るのに何と一月かかった。向こうは雪が降つておる。雪が積もつておる。

日の丸の旗を掲げた引き揚げ船が來た。うれしくてうれしくて、涙が出るぐらいしかつた。日本

本などいうのはだれでもそんなのなんですね。ただし、そのことと先ほど海老原先生が言われたこととちょっと中身が違うんです。それはどこが違うかというと、私は子供のときに、これも恐らく経験があるのは官房長官と私ぐらいだと思うんですけれども、小学校、中学校を通じて、何か

話をするとき、校長先生や教官から天皇陛下といふ言葉が出来ますとばつとこうしなきやいけない、その瞬間に。そして、小学校から中学校に行つた

校長が手袋を持つてこうやって上を指す、しわぶき一つしたらぶん殴られる、け飛ばされる。そして軍歌にもあります。またこれも官房長官、私どもが一番よく知っている歌ですけれども、「海行かば」の歌があります。「大君の辺にこそ死なめ願みはせじ」とこう言つた、海軍で、我々。

そのとおり、お国のためにと言つうけれども、天皇陛下万歳と言つてみんな死んだんですね。天皇陛下は神様だと、そういう時代の君が代の思い出が

ある私どもとそうじやない人の間にいろんな時代的な感覚の差があります。したがつて、日本国憲法の中に言う思想、信条の自由。

しかし、そつはいつて、私は、実は昭和天皇時代に青年団長をしていましたから、昭和二十年代

に陛下がおみえになつて五メートル前でこう眺めていたんですね。涙が出て涙が出て仕方がないんですよ。神様を目の前にしたわけだから。そんな

思いを私たちをしてきたんです。

ただ、一番腹が立つのは、八十代の政治家がおれは命がけで戦つてきたんだ、今の若い者は命がけで戦う気概がないと、こういうことを言うのを

聞くと腹が立つんです。その人は弾を食つていな

いんですよ、大本営の中におつただけです。

私は、そんなことを含めて、だから日本の国民の中にある国旗・国歌というものの感情の整理を

するためにはさまざまに議論をしなきやいけない、このことを申し上げたい。私は日の丸大好き

ですが、今でも特に親方日の丸とか母ちゃんと

ドイツはどうか。ナチスによってむちゃくちや

だつた時代を、これを本当の平和な国にしようとする第一次大戦後の、もう一層平和国家に戻そう

というので新しい国家をつくつた、国旗をつくつた。国に対する誇りがあるんですよ。

我が日本は戦争に負けてからどのように誇りを

持つてきただろうかというの、私は自分自身の年齢から感じて恥ずかしくて仕方がないんですよ。

若い人たちに対して。なぜもつと日本の国はすばらしい国ですと言えるように私どもの世代がして

こなかつたのか。私より年上が参議院には十一名

います。衆議院にはもつとおる。その七十歳以上の年齢の責任なんです、これは。その辺の者があつ

と考えなきやいけない。これをちょっと先ほどの

お話を関連して申し上げておきたい。十分な議論が必要であるということだけまず申し上げておきたいと思います。

○国務大臣(野中広務君) 同じ経験を持つ山本委員から當時を振り返りながら非常に深刻なお話を承ります。私も共有するところまことに大でございます。

私は、国旗と国歌は必要だと思うんです。しかし、その国旗と国歌がどうあるべきかは本当にいろんな議論をしなきやいけない、こういうことを申し上げておきたい。そして、日本の國を愛さない日本人があつてはいけないと思うんです。

もう一つここで申し上げたい。アメリカの青年

は、星条旗よ永遠なれでもう一生懸命やりますよ。

ところが、私はアメリカの教科書を調べた、何が書いてあるか、アメリカの独立なんですよ。イギリスとフランスからやってきた移民ですよね。徹

底的に本国に捕取された、戦いの中で戦い抜いて独立をかち取つた。したがつて、アメリカの憲法

というのはすばらしい憲法なんですね。改正しますよ。そして、アメリカ人はそういう独立のものと

アーリカンデモクラシーという新しい思想を出した。そういうものに対する誇りがある、アメリカ

憲法、星条旗に対する、アメリカは立派な国だ

という誇りがあるんですよ。

中国がなぜあれやつたか。清朝以来ずっと西洋

から抑圧されてきた中を独立した、解放した。解放の印があの旗なんですよ。旗を命がけで守ろう

と、中国人民の誇りがあるんですよ。

ドイツはどうか。ナチスによってむちゃくちや

だつた時代を、これを本当の平和な国にしようとする第一次大戦後の、もう一層平和国家に戻そう

というので新しい国家をつくつた、国旗をつくつた。国に対する誇りがあるんですよ。

我が日本は戦争に負けてからどのように誇りを

持つてきただろうかというの、私は自分自身の年齢から感じて恥ずかしくて仕方がないんですよ。

若い人たちに対して。なぜもつと日本の国はすば

らしい国ですと言えるように私どもの世代がして

こなかつたのか。私より年上が参議院には十一名

います。衆議院にはもつとおる。その七十歳以上の年齢の責任なんです、これは。その辺の者があつ

と考えなきやいけない。これをちょっと先ほどの

お話を関連して申し上げておきたい。十分な議論が必要であるということだけまず申し上げておきたい

と思います。

○国務大臣(野中広務君) 同じ経験を持つ山本委員から當時を振り返りながら非常に深刻なお話を承ります。私も共有するところまことに大でございます。

私は、国旗と国歌は必要だと思うんです。しかし、

その国旗と国歌がどうあるべきかは本当にいろんな議論をしなきやいけない、こういうことを申し上げておきたい。そして、日本の國を愛さない日

本人があつてはいけないと思うんです。

もう一つここで申し上げたい。アーリカンデモクラシーの青年

は、星条旗よ永遠なれでもう一生懸命やりますよ。

ところが、私はアメリカの教科書を調べた、何が書いてあるか、アメリカの独立なんですよ。イギリスとフランスからやってきた移民ですよね。徹

底的に本国に捕取された、戦いの中で戦い抜いて独立をかち取つた。したがつて、アメリカの憲法

というのはすばらしい憲法なんですね。改正しますよ。そして、アメリカ人はそういう独立のものと

アーリカンデモクラシーという新しい思想を出した。そういうものに対する誇りがある、アメリカ

憲法、星条旗に対する、アメリカは立派な国だ

という誇りがあるんですよ。

ただ、一番腹が立つのは、八十代の政治家がお

れは命がけで戦つてきたんだ、今の若い者は命が

けで戦う気概がないと、こういうことを言うのを

聞くと腹が立つんです。その人は弾を食つていな

いんですよ、大本営の中におつただけです。

私は、そんなことを含めて、だから日本の国民

の中にある国旗・国歌というものの感情の整理を

するためにはさまざまに議論をしなきやいけない、このことを申し上げたい。私は日の丸大好き

ですが、今でも特に親方日の丸とか母ちゃんと

ドイツはどうか。ナチスによってむちゃくちや

だつた時代を、これを本当の平和な国にしようとする第一次大戦後の、もう一層平和国家に戻そう

というので新しい国家をつくつた、国旗をつくつた。国に対する誇りがあるんですよ。

我が日本は戦争に負けてからどのように誇りを

持つてきただろうかというの、私は自分自身の年齢から感じて恥ずかしくて仕方がないんですよ。

若い人たちに対して。なぜもつと日本の国はすば

らしい国ですと言えるように私どもの世代がして

こなかつたのか。私より年上が参議院には十一名

います。衆議院にはもつとおる。その七十歳以上の年齢の責任なんです、これは。その辺の者があつ

と考えなきやいけない。これをちょっと先ほどの

お話を関連して申し上げておきたい。十分な議論が必要であるということだけまず申し上げておきたい

と思います。

○国務大臣(野中広務君) 同じ経験を持つ山本委員から當時を振り返りながら非常に深刻なお話を承ります。私も共有するところまことに大でございます。

私は、国旗と国歌は必要だと思うんです。しかし、

その国旗と国歌がどうあるべきかは本当にいろんな議論をしなきやいけない、こういうことを申し上げておきたい。そして、日本の國を愛さない日

本人があつてはいけないと思うんです。

もう一つここで申し上げたい。アーリカンデモクラシーの青年

は、星条旗よ永遠なれでもう一生懸命やりますよ。

ところが、私はアメリカの教科書を調べた、何が書いてあるか、アメリカの独立なんですよ。イギリスとフランスからやってきた移民ですよね。徹

底的に本国に捕取された、戦いの中で戦い抜いて独立をかち取つた。したがつて、アメリカの憲法

というのはすばらしい憲法なんですね。改正しますよ。そして、アメリカ人はそういう独立のものと

アーリカンデモクラシーという新しい思想を出した。そういうものに対する誇りがある、アメリカ

憲法、星条旗に対する、アメリカは立派な国だ

という誇りがあるんですよ。

ただ、一一番腹が立つのは、八十代の政治家がお

れは命がけで戦つてきたんだ、今の若い者は命が

けで戦う気概がないと、こういうことを言うのを

聞くと腹が立つんです。その人は弾を食つていな

いんですよ、大本営の中におつただけです。

私は、そんなことを含めて、だから日本の国民

の中にある国旗・国歌というものの感情の整理を

するためにはさまざまに議論をしなきやいけない、このことを申し上げたい。私は日の丸大好き

ですが、今でも特に親方日の丸とか母ちゃんと

ドイツはどうか。ナチスによってむちゃくちや

だつた時代を、これを本当の平和な国にしようとする第一次大戦後の、もう一層平和国家に戻そう

というので新しい国家をつくつた、国旗をつくつた。国に対する誇りがあるんですよ。

我が日本は戦争に負けてからどのように誇りを

持つてきただろうかというの、私は自分自身の年齢から感じて恥ずかしくて仕方がないんですよ。

若い人たちに対して。なぜもつと日本の国はすば

らしい国ですと言えるように私どもの世代がして

こなかつたのか。私より年上が参議院には十一名

います。衆議院にはもつとおる。その七十歳以上の年齢の責任なんです、これは。その辺の者があつ

と考えなきやいけない。これをちょっと先ほどの

お話を関連して申し上げておきたい。十分な議論が必要であるということだけまず申し上げておきたい

と思います。

○国務大臣(野中広務君) 同じ経験を持つ山本委員から當時を振り返りながら非常に深刻なお話を承ります。私も共有するところまことに大でございます。

私は、国旗と国歌は必要だと思うんです。しかし、

その国旗と国歌がどうあるべきかは本当にいろんな議論をしなきやいけない、こういうことを申し上げておきたい。そして、日本の國を愛さない日

本人があつてはいけないと思うんです。

もう一つここで申し上げたい。アーリカンデモクラシーの青年

は、星条旗よ永遠なれでもう一生懸命やりますよ。

ところが、私はアメリカの教科書を調べた、何が書いてあるか、アメリカの独立なんですよ。イギリスとフランスからやってきた移民ですよね。徹

底的に本国に捕取された、戦いの中で戦い抜いて独立をかち取つた。したがつて、アメリカの憲法

というのはすばらしい憲法なんですね。改正しますよ。そして、アメリカ人はそういう独立のものと

アーリカンデモクラシーという新しい思想を出した。そういうものに対する誇りがある、アメリカ

憲法、星条旗に対する、アメリカは立派な国だ

という誇りがあるんですよ。

ただ、一一番腹が立つのは、八十代の政治家がお

れは命がけで戦つてきたんだ、今の若い者は命が

けで戦う気概がないと、こういうことを言うのを

聞くと腹が立つんです。その人は弾を食つていな

いんですよ、大本営の中におつただけです。

私は、そんなことを含めて、だから日本の国民

の中にある国旗・国歌というものの感情の整理を

するためにはさまざまに議論をしなきやいけない、このことを申し上げたい。私は日の丸大好き

ですが、今でも特に親方日の丸とか母ちゃんと

ドイツはどうか。ナチスによってむちゃくちや

だつた時代を、これを本当の平和な国にしようとする第一次大戦後の、もう一層平和国家に戻そう

というので新しい国家をつくつた、国旗をつくつた。国に対する誇りがあるんですよ。

我が日本は戦争に負けてからどのように誇りを

持つてきただろうかというの、私は自分自身の年齢から感じて恥ずかしくて仕方がないんですよ。

若い人たちに対して。なぜもつと日本の国はすば

らしい国ですと言えるように私どもの世代がして

こなかつたのか。私より年上が参議院には十一名

います。衆議院にはもつとおる。その七十歳以上の年齢の責任なんです、これは。その辺の者があつ

と考えなきやいけない。これをちょっと先ほどの

お話を関連して申し上げておきたい。十分な議論が必要であるということだけまず申し上げておきたい

と思います。

○国務大臣(野中広務君) 同じ経験を持つ山本委員から當時を振り返りながら非常に深刻なお話を承ります。私も共有するところまことに大でございます。

私は、国旗と国歌は必要だと思うんです。しかし、

その国旗と国歌がどうあるべきかは本当にいろんな議論をしなきやいけない、こういうことを申し上げておきたい。そして、日本の國を愛さない日

本人があつてはいけないと思うんです。

もう一つここで申し上げたい。アーリカンデモクラシーの青年

は、星条旗よ永遠なれでもう一生懸命やりますよ。

ところが、私はアメリカの教科書を調べた、何が書いてあるか、アメリカの独立なんですよ。イギリスとフランスからやってきた移民ですよね。徹

底的に本国に捕取された、戦いの中で戦い抜いて独立をかち取つた。したがつて、アメリカの憲法

というのはすばらしい憲法なんですね。改正しますよ。そして、アメリカ人はそういう独立のものと

アーリカンデモクラシーという新しい思想を出した。そういうものに対する誇りがある、アメリカ

憲法、星条旗に対する、アメリカは立派な国だ

という誇りがあるんですよ。

ただ、一一番腹が立つのは、八十代の政治家がお

れは命がけで戦つてきたんだ、今の若い者は命が

けで戦う気概がないと、こういうことを言うのを

聞くと腹が立つんです。その人は弾を食つていな

いんですよ、大本営の中におつただけです。

私は、そんなことを含めて、だから日本の国民

の中にある国旗・国歌というものの感情の整理を

するためにはさまざまに議論をしなきやいけない、このことを申し上げたい。私は日の丸大好き

ですが、今でも特に親方日の丸とか母ちゃんと

ドイツはどうか。ナチスによってむしゃくちや

だつた時代を、これを本当の平和な国にしようとする第一次大戦後の、もう一層平和国家に戻そう

というので新しい国家をつくつた、国旗をつくつた。国に対する誇りがあるんですよ。

我が日本は戦争に負けてからどのように誇りを

持つてきただろうかというの、私は自分自身の年齢から感じて恥ずかしくて仕方がないんですよ。

若い人たちに対して。なぜもつと日本の国はすば

らしい国ですと言えるように私どもの世代がして

こなかつたのか。私より年上が参議院には十一名

います。衆議院にはもつとおる。その七十歳以上の年齢の責任なんです、これは。その辺の者があつ

と考えなきやいけない。これをちょっと先ほどの

お話を関連して申し上げておきたい。十分な議論が必要であるということだけまず申し上げておきたい

と思います。

○国務大臣(野中広務君) 同じ経験を持つ山本委員から當時を振り返りながら非常に深刻なお話を承ります。私も共有するところまことに大でございます。

私は、国旗と国歌は必要だと思うんです。しかし、

その国旗と国歌がどうあるべきかは本当にいろんな議論をしなきやいけない、こういうことを申し上げておきたい。そして、日本の國を愛さない日

本人があつてはいけないと思うんです。

もう一つここで申し上げたい。アーリカンデモクラシーの青年

は、星条旗よ永遠なれでもう一生懸命やりますよ。

ところが、私はアメリカの教科書を調べた、何が書いてあるか、アメリカの独立なんですよ。イギリスとフランスからやってきた移民ですよね。徹

底

長い間国民の間に定着してきた日の丸、国旗といふものがある意味において成文化することによつてより根拠をはつきりして、國民がこれを尊敬し、そして尊重する、そういう風土をこの國の中に育てていくというのが一つの時代に生きた者の責任であるのではなかろうか。また、とうとい経験をしておかげさまで生きさせていただいておる私どもの世代の責任もあるのではなかろうか、こんなように思つておるわけでございます。

いずれにいたしましても、委員おっしゃるようにな国会の場におきましてもさまざまな議論をいただいていかなくてはならないと思つております。

○委員長(竹村泰子君) たつての御要望ですか

○山本正和君 はい。ありがとうございます。

本当に私は実は日の丸は大好きなんです。かつて若いときに、二十年前に私は教員組合の委員長をしておりまして、そうしたら、日の丸絶対けしからぬと言う諸君に何十人と囲まれて、けしからぬと言つたのですが、絶対日の丸は正しいと、私は日の丸大好きですと、日本の国旗として一番ふさわしいと言い続けたんです。聞い抜いてきたんです、私は、日の丸を守るのに。それは何でかといつたら、軍国主義としての日の丸じゃないんですね。日本の国がずっと昔からある、やおよろずの神様と言います。どこに行つても太陽をあがめるというのが日本列島の中につつつながつているんです。そのシンボルが私は日の丸の旗だと思つてゐる。日本の国というのは何よりも太陽を大切にする、そういう中で生まれてきている國だといふ思いがあるから、私はもし国旗と言つたら日の丸と真っ先に言いますよ。ただし、君が代は先ほど言つたようにどうしてもまだしこりがあります。これは改めて國民の中で議論したいと私は思ふんですけれども、それはそれで別であります。

しかし、ここで次の用意した質問の方に移るんですが、関連しますから官房長官に申し上げたいんですけれども、私は沖縄に復帰する前に一通と復帰後何遍も行きました。そのときは、まだ復帰

前の沖縄の皆さんは日の丸と日本国憲法をかざして本土復帰で死に物狂いだつたんです、アメリカの軍政下で。日本の國の日の丸を掲げたい、日本

の憲法のもとに帰りたい、大変な思いでやつておられた。と同時に、戦後何遍も私も行きましたけれども、あのひめゆりの塔や健児の塔へ参りました。そうすると、私よりも年が二つ三つ下の中学時代が何ヵ月もかからなかつたら、もし一週間で通過しておつたら私は九州に上陸したと思つます。あるいは美城原に上陸したかも知れぬですよ。

沖縄があれだけの物すごい戦いをしたからまだ本土上陸をためらつた。

そういう経過の中で、沖縄の皆さんが何で東京

の所得と比べて沖縄県民は半分なんですかと、半分なんですよ。その思いがいろんな意味で基地

の問題にも何もかも全部影響すると私は思うんで

す。

そういう中で私は、官房長官が内閣の大番頭として大変御苦労いたいでいることはよくわかりますし、アメリカとのいろんな問題で大変な御苦

労をいたいでいること、私はよくわかるんです。

私は、アメリカという国は好きです。アメリカのヒューマニズム大好きです。しかし私は、日本

政府はけしからぬと思っていることが一つある。

それは何かと言つたら、アメリカは日本政府が一

九四五五年七月には完全に手を上げてポツダム宣言

の発表をしていましたけれども、縣民の十数万人が犠牲になつて今なおその傷跡を大きく残し、かつ米軍の占領下にあり、本土復帰後も米軍施設・区域

が七五%も所在をして沖縄に多くの負担をかけて

おるということは委員が御指摘のとおりでござい

ます。沖縄県民の長年にわたる大変な御苦労、歴史の痛み、それを、私どもではとても修復しかね

ますけれども、少しでも政府をいたしましてその負担を国民全体で分かち合うようにしていかなければ

非常に不愉快で仕方がないんですね。

そうかといって、アメリカが今世界の中取り組んでいるさまざまな善意に満ちた行動、あるいは世界平和のためにやつて貢献、私はそれを否定しません。アメリカ人が明るいのは、これは大好きですよ。友人もいます。しかし、それはそれとして、言うべきことは言わなきやいけない。

それと似たことが一つは沖縄の基地問題だと私は思つます。

だから、そういう中で私は、官房長官にここで具体的なことをお答えいただくつもりはありませんけれども、何とか沖縄県民の皆さんの気持ちに沿つて、アメリカとの交渉にさまざまな角度でいろんな配慮が必要だと思つますけれども、臨んでいただきたい。

聞くところによりますと、基地を持つてきてもいいという人もおるらしい、そういう地区もあるらしいですね、沖縄の中には。あるいは絶対反対という人もおる。そういう中で、県民皆さんとの合意を得られるような格好で基地問題の解決のために官房長官のひとつ格段の御努力を願いたいと思います。

もし、それにつきましてお気持ちはございまし

たら、何かお答えいただきたいと思つます。

○國務大臣(野中広務君) 沖縄につきましては、

私も山本委員と同じように復帰前の昭和三十七

年、初めて沖縄に足を入れました。自來、沖縄に

は熱い思いを持ってきた一人であります。

しかも、今お話をございましたように、我が國

領土の中でたつた一つ戦火を交え、そして、軍人

も亡くなりましたが、縣民の十数万人が犠

牲になつて今なおその傷跡を大きく残し、かつ米

軍の占領下にあり、本土復帰後も米軍施設・区域

が七五%も所在をして沖縄に多くの負担をかけて

おるということは委員が御指摘のとおりでござい

ます。

○山本正和君 今度、知事選挙がございまして新

しい知事さんにかわつたわけありますが、その

れば戦後はいまだ終わらず、このように考へる人であります。

政府をいたしましては、SACOの最終報告を

着実に実施して、沖縄県民の皆さん方の御負担を

一歩一歩軽減することが最も確実な道であると考

えておりまして、昨秋当選をされました福嶋知事

も、SACOの合意事項を踏まえまして県民の理

解と協力を得ながら段階的な米軍施設・区域の整

理、縮小の実現に力を入れていくということを強

く表明しておられ、数回も私どもにもいろいろな提

言をいただいておるところでございます。

政府をいたしましては、沖縄の米軍施設・区域

の整理、縮小、統合ということにつきまして、こ

の知事のお考えを十分に拝聴しながら、政府が頭

ごなしに沖縄に何かをやるんじゃなしに、県民を

初めて知事を先頭にした沖縄県の御理解を得ながら

SACOの最終報告を踏まえて真剣に取り組んで

いき、橋本総理も、また引き続いて政権を担当いたしました小淵総理も非常に熱心に沖縄問題と取り組んでいらっしゃいますし、私どももその姿勢

の中で予算の充実を行なながら、知事初め、県議

会、関係市町村一体となりまして、微力でござい

ますが、沖縄の発展のために尽くしてまいりたい

と考えておるわけでございます。

もちろん、沖縄の経済状況あるいは失業率等は

深刻でござりますけれども、ここ数カ月、逐次、

従来と違い、また本土における失業率のふえる度

合いと違いまして、沖縄においては失業率及び消

費動向というのがそれぞれ月を追つて改善をされ

ておるということは、非常に私どもに、努力をす

ればやれるんだ、そうすれば本土並みの沖縄に一

日も早くなつて、ただくことができるという弾み

をつけられたような思いでございます。

今後も、委員の御指摘を大切にしながら、沖縄

振興发展のために、そして沖縄の長い痛みを少し

でも和らげるよう努力をしてまいりたいと考え

ておるところでございます。

前の知事さんも今度の知事さんも言つておられるのは、沖縄の開発といいますか、経済の程度を上げるという中の手段の非常に大きなものとして、自由港、関税に対する特別な措置、そういうものを含めた、要するに東南アジアの中でシンガポールが占める位置といふものから考へても、沖縄の位置、そういうことを含めたら、自由港によることによつて沖縄地区は大変な発展をする、こういふことを沖縄の現地の方々も、また国内の経済学者の何人の方々も主張しておられる。そういう意味でこの自由港構想、これを政府として何としても実現していただきたいというふうに私は思つております。

また後ほどお伺いしたいのですが、もう

一点。重なつて二つ申し上げますが、もう一つは、

実は私は宮古島へ参りましたら、宮古島にオランダのよだな風車がだつと回つてゐるんですね。そ

して太陽光の屋根がつとついています。どういう

状況ですかと聞いたら、宮古島では民需の電力は

すべてこの風力と太陽光で賄ひますというのであ

ります。

御承知のようにあそこは離島ですから、沖縄

電力から電気を運ぶのにもし電線をつくるとなつ

たら大変なことです。しかし、そういう中で宮古

島がそだやつて風力と太陽光でもつて少なくとも

民需を何とかする。石油を燃やす、天然ガスを燃やすということによる炭酸ガスの問題もあります

けれども、それ以上に、そういう努力をすればで

きる、そういうことを今、宮古島はやつておられ

るんです。

あわせて、沖縄へ行つてずっと回つたときにつくづく思つたのは、あのすばらしい太陽の熱なんですね。その熱を何とかエネルギーに転換できないか。そして、我が国には九電力会社があります。この前、石油が値下がりしたり天然ガスが値下がりしたものですから一齊に電力料金を値下げしようとついた。一番値下げ率の高いのはどこかといつたら沖縄電力と中部電力なんです。これなぜか、沖縄電力は原子力発電所が一つもありません。

それから、電池の話。アメリカが既に開発して

いるナトリウム電池というのは、従来の電池の六

倍から十倍の蓄電量を持つてゐるんです。アメリカでは自動車が、これからあるいはガソリンエン

ジンや何かよりも、そのナトリウム電池でもつて

電気自動車にどんどん切りかわる。下手すると日本も本田もひどい目に遭うかもしれない。物すごく

使わなきゃいけない、もつと、世界のためにも。原

子力発電所の廃棄物処理のために一生懸命お金を

使わなきゃいけない、もっと、世界のためにも。

また、現在ある原子力発電所の安全を守るために

さまざまな政府は金が必要です。

しかし、過去三十五年間、政府は一兆円ずつの

お金を原子力発電所に、事実上の補助金です、全

部出資してきているんです。形はいろいろ違いま

すよ。一兆円です、これは間違いありません、調

り込んだんです。

そういう中で、しかも原子力発電に伴うさまざま

まな産業がありますから、こんなもの全廢なんか

したらもう日本の国はひっくり返りますから、大

変なことになる。そんなこと私は言わないと

言えれば波動のエネルギー、私の三重県では波動

エネルギーの開発をやつていますけれども、そう

いう自然エネルギーの開発を思い切つて沖縄には

うり込む。一兆円とは言いません、せめて一千億

円、沖縄に自然エネルギー、新しいエネルギーの

開発のために金をほうり込んで試験的にやれば、

これは世界に對して物すごい貢献になる。

そして、蒙古で、パオで暮らしておる人たちが、

よという話ををしておるんです。あんな偉い人、頭

のいい人が。

私は、そういうことも含めて考えたいのは、沖

縄を自由港にする。そして、まさにアジアのあの

ポジションを利用して、いろいろと世界じゅうの

交易の中心にするということについて、何とか政

府は取り組んでくれぬかということが一つと、も

う一つは、新しいエネルギーの開発の拠点として

沖縄に先行投資して、政府がどんどんやつていく

というふうなことを今後考へる。ことしの予算は

もう提案していますから無理でしようけれども、

今後の構想の中にそういうものは置いていただき

たい。

私は、いろんなことを言いますけれども、別に

七十年代が威張るわけじゃないけれども、どうも五

十代、六十年代は、今まで安全だからこうしよう

か、過去こうだからこうしようとかいう人が多い

から、七十年代の我々がそういう新しいことを考へ

てやつたらどうかと思うので、官房長官にひとつ

そういうことを申し上げて、御感想を伺いたいん

ですが、いかがでござりますか。

○國務大臣(野中広務君) 最初に御指摘ございま

した沖縄の振興策といたしまして、本土ではない

電気自動車にどんどん切りかわる。下手すると日本も

も本田もひどい目に遭うかもしれない。物すごく

い勢いでアメリカのような石油のある国がそれを

やつっているんです。

ですから、私思うのは、沖縄を先進的なエネ

ルギー開発県として、日本の国がそこにお金をど

んとほり込んで、ひとつ太陽光だと風力だと

か、あるいは今の新しい発電機、これはマイクロ

タービンと言うんだそうですが、あるいは屋根の

発電、そういうのを含めて、沖縄に対して一千億

り込んだんです。

そういう中で、しかも原子力発電に伴うさまざま

まな産業がありますから、こんなもの全廢なんか

したらもう日本の国はひっくり返りますから、大

変なことになる。そんなこと私は言わないと

言えれば波動のエネルギー、私の三重県では波動

エネルギーの開発をやつしていますけれども、そう

いう自然エネルギーの開発を思い切つて沖縄には

うり込む。一兆円とは言いません、せめて一千億

円、沖縄に自然エネルギー、新しいエネルギーの

開発のために金をほうり込んで試験的にやれば、

これは世界に對して物すごい貢献になる。

そして、蒙古で、パオで暮らしておる人たちが、

よという話ををしておるんです。あんな偉い人、頭

のいい人が。

私は、そういうことも含めて考えたいのは、沖

縄を自由港にする。そして、まさにアジアのあの

ポジションを利用して、いろいろと世界じゅうの

交易の中心にするということについて、何とか政

府は取り組んでくれぬかということが一つと、も

う一つは、新しいエネルギーの開発の拠点として

沖縄に先行投資して、政府がどんどんやつていく

というふうなことを今後考へる。ことしの予算は

もう提案していますから無理でしようけれども、

今後の構想の中にそういうものは置いていただき

たい。

私は、いろんなことを言いますけれども、別に

七十年代が威張るわけじゃないけれども、どうも五

十代、六十年代は、今まで安全だからこうしよう

か、過去こうだからこうしようとかいう人が多い

から、七十年代の我々がそういう新しいことを考へ

てやつたらどうかと思うので、官房長官にひとつ

そういうことを申し上げて、御感想を伺いたいん

ですが、いかがでござりますか。

○國務大臣(野中広務君) 最初に御指摘ございま

した沖縄の振興策といたしまして、本土ではない

電気自動車にどんどん切りかわる。下手すると日本も

も本田もひどい目に遭うかもしれない。物すごく

い勢いでアメリカのような石油のある国がそれを

やつしているんです。

ですから、私思うのは、沖縄を先進的なエネ

ルギー開発県として、日本の国がそこにお金をど

んとほり込んで、ひとつ太陽光だと風力だと

か、あるいは今の新しい発電機、これはマイクロ

タービンと言ふんだそうですが、あるいは屋根の

発電、そういうのを含めて、沖縄に対して一千億

り込んだんです。

そういう中で、しかも原子力発電に伴うさまざま

まな産業がありますから、こんなもの全廢なんか

したらもう日本の国はひっくり返りますから、大

変なことになる。そんなこと私は言わないと

言えれば波動のエネルギー、私の三重県では波動

エネルギーの開発をやつしていますけれども、そう

いう自然エネルギーの開発を思い切つて沖縄には

うり込む。一兆円とは言いません、せめて一千億

円、沖縄に自然エネルギー、新しいエネルギーの

開発のために金をほうり込んで試験的にやれば、

これは世界に對して物すごい貢献になる。

そして、蒙古で、パオで暮らしておる人たちが、

よという話ををしておるんです。あんな偉い人、頭

のいい人が。

私は、そういうことも含めて考えたいのは、沖

縄を自由港にする。そして、まさにアジアのあの

ポジションを利用して、いろいろと世界じゅうの

交易の中心にするということについて、何とか政

府は取り組んでくれぬかということが一つと、も

う一つは、新しいエネルギーの開発の拠点として

沖縄に先行投資して、政府がどんどんやつしていく

というふうなことを今後考へる。ことしの予算は

もう提案していますから無理でしようけれども、

今後の構想の中にそういうものは置いていただき

たい。

私は、いろんなことを言いますけれども、別に

七十年代が威張るわけじゃないけれども、どうも五

十代、六十年代は、今まで安全だからこうしよう

か、過去こうだからこうしようとかいう人が多い

から、七十年代の我々がそういう新しいことを考へ

てやつたらどうかと思うので、官房長官にひとつ

そういうことを申し上げて、御感想を伺いたいん

ですが、いかがでござりますか。

○國務大臣(野中広務君) 最初に御指摘ございま

した沖縄の振興策といたしまして、本土ではない

電気自動車にどんどん切りかわる。下手すると日本も

も本田もひどい目に遭うかもしれない。物すごく

い勢いでアメリカのような石油のある国がそれを

やつしているんです。

ですから、私思うのは、沖縄を先進的なエネ

ルギー開発県として、日本の国がそこにお金をど

んとほり込んで、ひとつ太陽光だと風力だと

か、あるいは今の新しい発電機、これはマイクロ

タービンと言ふんだそうですが、あるいは屋根の

発電、そういうのを含めて、沖縄に対して一千億

り込んだんです。

そういう中で、しかも原子力発電に伴うさまざま

まな産業がありますから、こんなもの全廢なんか

したらもう日本の国はひっくり返りますから、大

変なことになる。そんなこと私は言わないと

言えれば波動のエネルギー、私の三重県では波動

エネルギーの開発をやつしていますけれども、そう

いう自然エネルギーの開発を思い切つて沖縄には

うり込む。一兆円とは言いません、せめて一千億

円、沖縄に自然エネルギー、新しいエネルギーの

開発のために金をほうり込んで試験的にやれば、

これは世界に對して物すごい貢献になる。

そして、蒙古で、パオで暮らしておる人たちが、

よという話ををしておるんです。あんな偉い人、頭

のいい人が。

私は、そういうことも含めて考えたいのは、沖

縄を自由港にする。そして、まさにアジアのあの

ポジションを利用して、いろいろと世界じゅうの

交易の中心にするということについて、何とか政

府は取り組んでくれぬかということが一つと、も

う一つは、新しいエネルギーの開発の拠点として

沖縄に先行投資して、政府がどんどんやつしていく

というふうなことを今後考へる。ことしの予算は

もう提案していますから無理でしようけれども、

今後の構想の中にそういうものは置いていただき

たい。

私は、いろんなことを言いますけれども、別に

七十年代が威張るわけじゃないけれども、どうも五

十代、六十年代は、今まで安全だからこうしよう

か、過去こうだからこうしようとかいう人が多い

から、七十年代の我々がそういう新しいことを考へ

てやつたらどうかと思うので、官房長官にひとつ

そういうことを申し上げて、御感想を伺いたいん

ですが、いかがでござりますか。

○國務大臣(野中広務君) 最初に御指摘ございま

した沖縄の振興策といたしまして、本土ではない

電気自動車にどんどん切りかわる。下手すると日本も

も本田もひどい目に遭うかもしれない。物すごく

い勢いでアメリカのような石油のある国がそれを

やつしているんです。

ですから、私思うのは、沖縄を先進的なエネ

ルギー開発県として、日本の国がそこにお金をど

んとほり込んで、ひとつ太陽光だと風力だと

か、あるいは今の新しい発電機、これはマイクロ

タービンと言ふんだそうですが、あるいは屋根の

発電、そういうのを含めて、沖縄に対して一千億

り込んだんです。

そういう中で、しかも原子力発電に伴うさまざま

まな産業がありますから、こんなもの全廢なんか

したらもう日本の国はひっくり返りますから、大

変なことになる。そんなこと私は言わないと

言えれば波動のエネルギー、私の三重県では波動

エネルギーの開発をやつしていますけれども、そう

いう自然エネルギーの開発を思い切つて沖縄には

うり込む。一兆円とは言いません、せめて一千億

円、沖縄に自然エネルギー、新しいエネルギーの

開発のために金をほうり込んで試験的にやれば、

これは世界に對して物すごい貢献になる。

そして、蒙古で、パオで暮らしておる人たちが、

よという話ををしておるんです。あんな偉い人、頭

のいい人が。

私は、そういうことも含めて考えたいのは、沖

縄を自由港にする。そして、まさにアジアのあの

ポジションを利用して、いろいろと世界じゅうの

交易の中心にするということについて、何とか政

府は取り組んでくれぬかということが一つと、も

う一つは、新しいエネルギーの開発の拠点として

沖縄に先行投資して、政府がどんどんやつしていく

というふうなことを今後考へる。ことしの予算は

もう提案していますから無理でしようけれども、

今後の構想の中にそういうものは置いていただき

たい。

私は、いろんなことを言いますけれども、別に

一環といたしまして新しいエネルギーのそれぞれ調査を実施するなど、積極的に措置してきたところでございます。今後とも、太陽光発電あるいは風力発電の新しいエネルギーの促進を行うために、沖縄県の案件につきまして、この諸制度を活用して支援をしてまいりたいと考えておるところでございます。

特に、宮古島におきましては、現在、太陽エネルギーの発電につきましては七百五十キロワットを平成二年から八年度までの事業としてやっておりまして、公共施設には、宜野座村の老人ホームあるいは那覇国際高校等にこれが導入をされておるわけでございます。

風力発電の実証実験におきましても、宮古の平良におきまして千七百キロワット、五基を既に行つておりますし、公共施設には、宜野座村の老人ホーム百九十五キロワットを昨年行つたところでございます。

通産省におきましても、新エネルギーの賦存量の調査を一昨年行いまして、これからも新エネルギーのビジョンを確立するため、それぞれ沖縄県の八市町村にわたりまして逐次予算をつけてこの開発に取り組んでまいりたいと存じておるところでございます。

まだ十分ではありませんが、委員が御指摘ございましたように、約八百七十五億円を投じまして新エネルギーの開発促進に努力をいたしておりますところでございます。

○山本正和君 終わります。

○月原茂皓君 自由党の月原です。

きょうは、官房長官を中心にして、全般、お尋ねしたいと思います。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、諸外国の例も見ながら、内閣としてはどのような機構をつくったのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○國務大臣(野中広務君) 国家の安全と繁栄を維持し、国民の生命・財産を守るということは、政府の最も重要な責務であると認識をいたします。

不幸にして起きましたあの阪神・淡路大震災のと

ます。

そこで、危機管理監を置いてよかつた、こんなうとい犠牲の教訓を踏まえまして危機管理体制の整備を行うことといたしたわけでございまして、米国の連邦緊急事態管理庁等、諸外国におきますが、改めてその点を御説明願いたいと思います。

○國務大臣(野中広務君) 先ほども申し上げましたように、危機管理監を置きまして、全体として

室長以下三十八名、これに危機管理担当を十二名

置きまして危機管理監が統括をしておるわけでござります。

具体的には、平成十年四月に、緊急の事態に内

閣として必要な措置について第一次的に判断を

し、初動措置について関係省庁と迅速に総合調整

を行ふこと等を任務といたします内閣危機管理監

を設置いたしまして、同月、危機管理に対する初

動措置の重要性等にかんがみまして、この重大な

テロ事件等発生時の政府の初動措置について閣議

を決定をいたします等、危機管理体制の充実強化に

努めてまいったところでございます。

したがいまして、災害対策基本法を改正いたし

ましたり、あるいは情報機能の強化を行いました

り、官邸の別館に危機管理センターを改装し、そ

して危機管理監以下所要の職員を置きました二十

四時間体制で対応をいたしましたり、関係閣僚の

緊急参集体制の整備を行います等、それぞれ整備

を行つたところでございます。

また、行政改革会議の提言も受けまして危機管

理体制の強化を行つて、先ほど申し上げました内

閣危機管理監の設置や内閣危機管理監の補佐体制

の整備等を行つて、現在におきましては可能な限

り、先般来のいろんな灾害、あるいはインドネシ

アの危機、あるいは米空軍によりますイラクの空

爆、国内におきましては桜木、福島におきます豪

雨災害、あるいは岩手県内の北部を震源といたし

ました地震等々に果敢かつ敏速に対応をしてきた

と存じておるところでございます。

○月原茂皓君 これは担当の方で結構なんです

が、要するに内閣情報集約センターというのが一

つの大きな力、それに基づいていろんな行動が行

われるわけですが、この内閣情報集約センターと

いうのはどういう役割を持つて、特に重要な情報

の集約はどうやって行われていくかというこ

とをお願いいたします。

○政府委員(橋本逸男君) 内閣情報集約センター

は、一年三百六十五日、二十四時間体制でもちまして内外の情報を収集・集約し、内閣総理大臣等に速やかな情報連絡を行うことを任務としており、大規模な災害、事件、事故等の緊急事態の発生時におきましては、関係省庁、民間、公共機関等からの情報の集約、内閣総理大臣等への情報の連絡、緊急参集実施のための各種支援業務などの役割を担っております。

そして、重大な緊急事態発生等、特に重要な情報の集約につきましては、警察庁、防衛庁、外務省、消防庁等関係省庁との連携を特に緊密に図りまして、ヘリコプター、テレビジョンの活用等により現地映像を直接官邸で受けるなどの対応も図っております。

また、大規模災害の発生時においては、情報の集約のため、関係省庁の局長クラスの緊急参集チームの参考を図つておられます。二〇〇〇年問題についてお尋ねするんではなくて、私の希望としては、内閣の方に二〇〇〇年問題を考へるチームをつくりられたというお話を聞いておりますけれども、やはり國の基本的な組織といふものは、今危機管理監を中心にしてでき上がつた組織をその骨格として、どういう問題も必ずそこにはね返ってきてその組織といふものが常に使われる。そういうことで、新しいことが起こつたら別の組織を持つて、それが、新しいことが起こつたら別の組織を持つて、これは世間受けはよくするんです。しかし、常に中心にあるところはどんな問題でも集まつてきて、切磋琢磨しながらそこをよりよい経験を通じた組織に成長させていかないといかぬと思うんです。そういう点を私は強く希望したいと思います。

それともう一つは、国内の事象と外交・安全保障に関する情報の収集というのはおのずから違うと思います。

外交・安全保障関係の情報については、既に内閣の方で情報収集衛星についても検討されてお



伴うハイテク犯罪が出現する、あるいは経済情勢を反映した金融、不良債権関連事犯が激増する、あるいはまた国際化に伴う来日外国人犯罪の増加、こういった大きな情勢の変化に十分対処するためにハイテク犯罪捜査、それからあるいは財務解析、国際犯罪捜査の専門捜査能力と申しますか、こういったものが從来以上に求められておるわけあります。このため、情報処理技術者あるいは公認会計士、海外経験の大変豊富な人、こういった人を積極的に中途採用するなどして、そういう人を専門的なことに当たつていただくという施策を進めておるところでございます。

また、いわゆる俗に名人と言われるような捜査員がおりますので、そういった専門的技能等を有する捜査員を広域捜査技能指導官ということで警察庁で指定をいたしまして、そして都道府県の幹事を越えてそういう広域捜査や捜査員に対する教養を行わせ、それ専門能力の向上ということに努めて一人一人の捜査員の能力アップを図る、そして全体として底上げをするということを懸命に行つておるところでございます。

○月原茂皓君 私は、なぜこういうことをわざわざ質問させていただき、刑事局長に答弁願つたか

といいますと、警察から刑事警察というものを除いたら、例えば、そういうことはないんだけれども、どういうふうになるだろうか。交通ももちろん大事だ、公安も大事だ。いろんな分野大事なこ

とは間違ひありませんけれども、國民の最も接觸する場面であり、國民が最も希望する日々の平穏な生活のために最も接觸するし信頼が置かれておる、これが刑事警察の基礎、それが警察全體を支えておるんだということで、吉田ちゃん事件以降のようになつておるのかといふことをお尋ねいたしました。今のお話のように、その時代に適応して、国際化とかそれから経済の問題とかあるいはハイテクの問題とかいろいろなことで努力されておること、それからまた、教養の面でもそれによつておるようになりますと、それほど思っています。

○月原茂皓君 よくわかりました。

それで、私の希望としては、今後、やはり刑事

昇任する場合に昇任の数が少ないじゃないかといふのが当時の状況でした。そこで、もちろん試験制度がある、しかし推薦制度がある、それから選考制度がある、そういうところの枠を広げて上げたいかなければならない。当時、たしか高松さんが捜査一課長だったと思うんですが、刑事警察を上げるために全力で力を尽くされていたことを思は出しますが、昇任というような赤裸々な話になるんですが、そういう点からも一応報いられるような体制になつておるんでしょうか。

○政府委員(林則清君) 昇任制度でございますけ

れども、先生御指摘のような、ちょうど吉田ちやん事件当時以降、主として警察の昇任試験とい

うのはペーパーテストを軸とする試験、あと勤務成績その他を加えた試験が主であります。そこで、

当時としてはなかなか朝から晩まで捜査に専念し

ておる者は昇任ができなくて、そうでない者が昇

任せをしちゃうというようなことがよくあつたわけ

であります。

そういうことにかんがみまして、昇任制度を三

つぐらいに分けまして、それは今もちょっと御指

摘ありましたけれども、いわゆる従来型の試験制

度、それから選考制度、選抜制度、大体この三つ

のコースで昇任するようになりました。選抜、選

考の方は試験というものを抜きに、勤務成績はも

とよりでありますけれども、例えば刑事で言えば

捜査の実務能力が高い、こういった者を試験なしで昇任させる。それから、さつきの試験制度におましても、従来の何々法、何々法といいわゆるそっちの方に点数が高いというのではなくて、

実務能力そのものを試す部分の配点を高くする、

専門試験と言つておりますが、そういうものを取

り入れるなど、まさに御指摘ありました、本当に

日夜捜査に全身全霊を打ち込んで勉強する時間は

ないという者がちゃんと昇任し、処遇されるよう

に改善をいたしているところでございます。

○月原茂皓君 よくわかりました。

それで、私の希望としては、今後、やはり刑事

警察、ほかの部門の警察も大切ですが、一番接点なんだということです、そこに皆さん生きがいを感じる、そういうふうなシステムをさらに進めていただきたい、そして時代に適応したものにしていただきたいと思います。

刑事警察の方は、私は特に思うんですが、警察

全体はもちろん法律に従つて行動するわけであり

ますが、デュー・プロセスというものをたたき込

めるのは一番刑事警察だと私は思つております。

だから、どんな人でも一度はその経験を踏ませて

他の部門に行くというぐらいの気持ちでいなければ、国民の信頼から離れるおそれがありますので、

そのまま刑事警察だと私は思つております。

その点御配慮を願えたらと思います。

最後に、法務省にお尋ねいたします。

今、警察庁刑事局長からお話をありましたが、

国際化あるいは組織化、ハイテクの問題とか、そ

ういうふうな犯罪がふえておりますが、それにつ

いて法務省は警察から受け取り、もちろんみずか

らも捜査するでしょうが、そしてちゃんと有罪に

持つていただけるだけの体制をつくらなければならな

いんですが、そういうところにおいてどういう手

を打たれておるか、御説明願いたいと思います。

○説明員(渡邊一弘君) お答えいたします。

委員御指摘のとおり、近時、暴力團関係者や外

国人による犯罪を含め、各種の組織的な犯罪が少

なくならず発生しております。我が國の平穏な市民

生活を脅かすとともに健全な社会経済の維持発展

に悪影響を及ぼす状況にあります。また、この種

の犯罪の国際化に伴いまして、これに適切に対処

するための国際的な協調が求められているところ

でございます。

この種の犯罪に適切に対処するためには、犯罪

により得られた収益が犯罪組織の維持拡大や将来

の犯罪活動に用いられたり、あるいは事業活動に

投資されることによって合法的な経済活動に悪影

響を及ぼすことを規制することや、背後にある首

謀者を含めて犯行に関与した者の特定が困難な密

体法及び手続法の整備が重要かつ喫緊の課題となつております。

そこで、このような状況に適切に対処するため、組織的な犯罪に対する刑の加重、あるいは犯罪収益に係る隠匿、收受等の処罰、あるいは令状による犯罪捜査のための通信の傍受を盛り込んだ組織的な犯罪対策三法案を第百四十一回国会に提出し、引き続き御審議をいただいているところでございます。

他方、本検察におきましては、このような犯罪

に的確に対処する捜査体制の整備等の観点から、

検察庁職員の法的知識あるいは捜査、公判等の実

務能力の向上並びに一般教養の涵養を図るべく、

日常の執務の中で個々の職員に対する指導を行

とともに、経験年数に応じまして検察実務一般に

についての知識、技能に対する研修や、知能犯事件

等の捜査、公判についての専門的な知識、技能に

つともに、経験年数に応じまして検察実務一般に

関する研修等を実施するなど、各職員の実務の經

験や能力に応じて段階的な多様な研修を実施させ

ざいます。

官房長官、今わざわざ刑事局長とそれから法務

省の審議官にお話しいだいて、お聞きになつて

いただいたと思いますが、ぜひそういうものが実

現するように、担当大臣ではないんでしようが、

側面的によるしくお願いしたいんですが、決意を

ひとつ。

○月原茂皓君 どうもありました。

○国務大臣(野中広務君) 私どももよく御意見の

あるところを踏まえまして、努力をしてまいりた

いと存じております。

ひとつ。

○月原茂皓君 どうもありがとうございました。

○椎名素夫君 最近、国内外で随分大変化が

起つてまいりまして、日本もさまざまなるところ

で改革をしなきいかぬ、新しい角度からの政策

などをいろいろ考えていかなければいけないとい

う時代になつてゐるかと思うのです。今よく言わ

れていることは、今まで官僚主導で何もかもやつ

てきた、これじゃいかぬという話であります。もう

少し立法府はしっかりしろという声は随分強いん

だと思つんですね。

そこで、特に我々参議院でありますけれども、参議院に求められることは、長期的、大局的な見地に立つて補完とチェックの機能を持たなきやいかぬということですが、今までのように官僚組織の方に相当情報は集まり、分析の力とかいうようなものもすっかりそこに集まっているということを伺っておりますと、例えばチェック機能というようなことがあります、例えばチェック機能といふことからいっても、何かが起きたときにチェックするためには物差しが要るわけですが、この物差しも行政からみんな借りてしまうというようなことになりますと、例えはチェック機能といふことになりかねないし、また実際そういう傾向が強い。また、長期的な立場に立つて、さまざまのこと、これから一体どういうようなことが起きてくるだろうかというような意味でも、補完をするためにはやはり前広にいろいろ調査をし、分析をしておくということが非常に大事だと思うんです。

そういう意味からいって、私はこの国会の中の調査、研究、分析あるいは立案、立法というような機能は非常に大事だと思うんですが、それをまたバックアップするのは国会図書館の調査及び立法考査局というような機能を持つているところ、そこで、その実力、腕力を相当強めないと、今までさまざま批判されていたようなことがそのまま続くんじやないかと思うんです。

このところ数年間、日本は景気が回復しないで大変に苦しんでいるわけですが、ある意味では非常におせつかいですけれども、自分でどうも考えられないらしいというようなことを言いまして、アメリカを始めとするよその国がこうしたらどうかああしたらどうか、あるいはしばしばですが、こうしたとか、こうせよあせよというようなことを言い出されて、日本人は自分で考える力もないのかというようなことを言われたりすることもある。非常に残念なことであります。我々、海外の人に比べて特に頭が悪いと思っているわけじやないのに、やっぱり一つの構えができるいないとかないかしい知恵も複数で出てくるということが

ない。

とりあえず、参議院あるいは国立国会図書館で調査機能、分析機能というようなところにどのくらいの予算を使っておられるのかということを伺います。時間を節約するためにそちらから言つていただかなくていいんですが、国会図書館の方では二億九千二百五十五万九千円という数をいたしましたし、それから参議院は一億六千七百一十六万七千円というようなことですが、考えてみると随分小さな数だと思うんですね。

日本のシンクタンクというのは、民間にもあり、またNIRAみたいなものもありますが、そういうところと比べて現在の我々の手持ちの規模というのは一体どういう感じになるのか、事務総長と館長と二人にちょっと伺いたい。

○事務総長(堀川久士君) 先生お尋ねの外部のシンクタンクあるいは参議院の調査機能の規模はどうらいかといふお尋ねでございますが、私どもも、例えはシンクタンクと言われる野村総研とか日本研というおおよその人数その他は承知しておりますが、具体的にその予算の数字等承知しておりませんので、その比較はちょっといたしかねるというか、申し上げにくいかと存じます。

事務局といたしましても、先生御指摘のように、国政調査とかあるいは議員立法の補佐体制の充実ということは大変重要な課題だということは重々承知いたしております。平成十一年度の予算におきましても、常任委員会調査室とか特別委員会調査室、法制局の機能強化に係る経費ということでおさげました。先ほど先生が数字をお示しになりましたが、一億六千七百万円というものを計上いたしております。また、機構や定員にいたしましても、若干ではございますが、次席調査員、調査員等につきましても今度の予算で増員を図らさせていただいております。

それから、あわせまして参議院の情報化の一環ということで調査室、法制局に係る議員立法の補佐システムの構築などを進めまして、できる限り内外を問わない資料の収集の充実等を図るという

ことで、これからも先生方に対する情報提供の環境整備に努めさせていただきたい、このように考えております。

○国立国会図書館長(戸張正雄君) 私の方も民間のシンクタンクなどの規模は承知いたしておりますが、これと比較して国会図書館がどうかということになりますと、具体的にどう表現していいか、ちょっとお答えに窮するところでござります。

しかし、今、先生がおっしゃいましたように、私ども一億九千万円余の予算を持っておりますが、この中で、特に国会レファレンス総合システムの構築とかあるいは国会会議録フルテキスト。データベースの構築とかこういうものに力を入れまして、当面国会図書館の調査立法考査局で両院の議員の皆様方の調査のお手伝いを十分にしていこうという意気込みだけは持っております。

もう少しお尋ねがあれば内容の詳しいことを申し上げたいと存じますが、よろしくうございましょうか。

○椎名葉夫君 結構です。そのうち詳しいことはまた別に伺うこといたします。

私の経験なんですか私は前に衆議院議員をやっておりましたが、それよりも前ですから、一九七〇年代ぐらい、アメリカにある講演みたいなことで呼ばれて行きましたら、その中にアメリカの国会図書館の国際部の部長というのがおりまして、それでぜひ時間をつくつてうちの連中と懇談会をやつてくれと、こう言われた。それで、これはおもしろいと思って行つたんですが、行きましたら、二十人ぐらいずっと並んでおりまして、これは世界じゅうの各地域の専門家なんです。後で聞きましたら、博士号を持つたのが六十数人国际部おつて、国内問題の人たちはその三、四倍の数がいるというような感じでした。ああでもないこうでもないで、私は大変ただじとしましたんで聞きましたら、博士号を持つたのが六十数人国际部おつて、国内問題の人たちはその三、四倍の日本は、さつきも言いましたように、頭のいい人はたくさんいるけれども、いい知恵が早く出てこないというのはここにも原因があるし、あるいは民間にも本当の意味での強靭な体質を持つたシ

ああいうのが一つ。

それからもう一つは、各委員会のスタッフといふのがまた膨大な数がおりまして、年じゅう日本などにもやつてくる。どこへ行ったのかといったら、アジアの数カ国を回つて一週間ぐらいう旅行します。これがまた膨大な数がおりまして、年じゅう日本ながら各地でヒアリングをやつて、そしてそういうものは全部議員の知識としてインプットされるといふことになりますと、具体的にどう表現していいか、ちょっとお答えに窮するところでござります。

アメリカの国会図書館、あるいは全体として国会に既にインプットされているというような状況があるんだからそのくらいのことは当たり前かもしれませんけれども、やはり時々はノーと言つたりなんかしなきやいかぬ。そのノーの根拠は一体何だと言つてたじたじとしたりするのは非常に残念なことがありますし、我々はそういうような構えをせつくりたいと思っているわけです。

アメリカというのは世界じゅうを見る責任があるんだからそのくらいのことは当たり前かもしれませんけれども、やはり時々はノーと言つたりなんかしなきやいかぬ。そのノーの根拠は一体何だと言つてたじたじとしたりするのは非常に残念なことがありますし、我々はそういうような構えをせつくりたいと思っているわけです。

この部門を充実するのは最終的には我々議員の責任です。ですから、事務総長あるいは図書館長に、本当はこうしたいんだけどもというお話をあれば実は伺いたいんですが、恐らくそれをおつしやるわけにもいかないと思いますのであえて申しません。こういう問題が実は日本のこれから政治を展開し、しかも政治主導で展開していく上には大変大事なことだとと思っておりますので、この点はただ指摘するだけにいたしますが、委員の先生方もぜひこれから少し御一緒に勉強して、こういう機能を強くすることに努力してまいりたいということだけを申し上げておきます。

お聞きするといふことを申しておりますけれども、官房長官、総務長官、政治家として、今から、まだそれから膨張していると思うんですね。

ンクタンクができない。そしてマスクもやはり今までの癖で、お役所から情報をとつてそのまま書きなぐって新聞に流すというようなことが続きますと、余りはかばかしいことはなかなかできません。しかしやないかと思うんです。しようがないから政府がさまざまな審議会をつくつたりなんかしてそのばらばらの知恵を集約するということは、これまで政府の手で行われるということだけでは非常に寂しい話であります。審議会などといふのはやはり最終的には一つの結論を得なきやいかぬということになりますので、最初から絞り込んでいて、多様な知恵といふものが出てこない。そういうような実情をどういうふうにお考えになるのか、そしてまたどうすればこの状況から脱却できるのか、御感想がありましたらお二人に伺いたいと思います。

○國務大臣(野中広務君) 衆参両院を経験されま

して、海外におきましても豊富な人脈と識見と経験をお持ちの椎名委員から、今、立法府としての院のあり方、あるいはこういう改革期に臨む衆議院、参議院としての国会のあり方についてそれぞれ御指摘を賜つて、私どきがちょうど申しあげるべきでございませんけれども、立法府が立法院としての機能を十分發揮していくために私は、国会の調査機能を初め、委員が御指摘になりましたチエック機能等、十分な機能が果たせるよう努力をさらにしていく、また議院内閣制でありますだけに、政府としても予算を含めてこれを強力にバックアップしていかなくてはならないと思うわけでございます。

また一方におきまして、今、国会のあり方を含め、副大臣、政務官等の審議もされておるところでございます。これに対応する国会審議のあり方、国会改革のあり方というものがあわせて私は議論をされなければ、これは十分な成果を生み出すことができないと思っておるわけでございます。

ただ、率直な感想を許していただければ、私は衆議院に籍を置かせていただきておりますけれども、ここ数年間の参議院の院としての改革あるいは

はそれぞれの委員会のありよう、あるいは情報化というのはもう衆議院の比ではなく、抜群の改革と進歩が行われておるわけでございまして、私も参議院に比べて衆議院のおくれを大変実感しておりますところでございます。

今後なお、衆参あわせて今、委員が御指摘になりましたような方向が一步でも二歩でも築かれるよう、我々もまた微力を尽くしてまいりたいと存じておるところでございます。

○國務大臣(太田誠一君) 衆議院のことしか知らないものですから確かな事実になるか、間違つたことを申し上げるかもしれませんけれども、結局のところ、これは衆議院において問題はもっと深刻だと思います。議会の今言つたようなな調査など、あるいは国会図書館もそうでありますけれども、我々の知りたいことはだれが知っているのか、どういう人がそれに答えてくれるのか、どういうチームをつくり得るのかと、これら側が人事権を持つていいなければならない話だと思うんです。

こちらが人事権を持つていいところでそういう体制を幾らつくつていただいても、それは出前を頼んでそのものがないという状態であれば、これはシングルタンクとして活用のしようがないわけ

であります。椎名先生あるいは国会議員一般が関心を持つようなことについて、その体制を整えるような人をやっぱり指名していかなければ、私は

その体制はできないと思っております。

それからまた、予算についてもそうでありますけれども、予算是両院の場合は裁判所と一緒にでござります。

これが、シングルタンクとして活用のしようがないわけ

であります。椎名先生あるいは国会議員一般が関心を持つようなことについて、その体制を整えるような人をやつぱり指名していかなければ、私は

その体制はできないと思っております。

そこで、私は議論をした上で、こういうふうにいこうということを決めればよいのだと思ふのでござります。もちろん、一般的の行政府との

調整はありますけれども、それはできない話ではないと思います。

また、私もたびたびそういうことを思い立つて

結果せないで今日まで来ておりますので、これは一つの感想でありますけれども、そういう話になりますと必ず議院運営委員会の仕事であるというふうに整理をしてしまったわけでござりますけれども、実際には議院運営委員会は日々の国会運営のことに追われておりますので、やはり国会の長に進歩が行われておるわけでございまして、私ども、参議院に比べて衆議院のおくれを大変実感しておりますところでございます。

今後なお、衆参あわせて今、委員が御指摘になりましたような方向が一步でも二歩でも築かれるよう、我々もまた微力を尽くしてまいりたいと存じておるところでございます。

○國務大臣(太田誠一君) 衆議院のことしか知らないものですから確かな事実になるか、間違つたことを申し上げるかもしれませんけれども、結局のところ、これは衆議院において問題はもっと深刻だと思います。議会の今言つたようなな調査など、あるいは国会図書館もそうでありますけれども、我々の知りたいことはだれが知っているのか、どういうチームをつくり得るのかと、これら側が人事権を持つていいなければならない話だと思うんです。

この問題は、今審議しております情報公開法などにも関連があるし、官房長官から御指摘があつたように国会全体のありようというような改革の問題とも大いにかかわってくることであります

が、もっと広く言えば、せっかく潜在的にある日本本の頭脳の力をむだにしないでどうやって生かしていいかということにかかわってまいりますの

で、ぜひ関心を持ち続けていただきたいというこ

とをお願い申し上げまして、きょうは金曜日でもありますから、これで終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○委員長(竹村泰子君) 他に御発言もなければ、

これをもつて平成十一年度総予算中、皇室費、国

会所管、会計検査院所管、内閣所管及び総理府所

管のうち総理本府、官内庁、北防対策本部を除く

第三点は、遺族特別年金については千五百円、実在職六年未満の者に係る普通扶助料の最低保障額については一千円の上積みを行おうとするものであります。

これは、低額恩給の改善を図るために、傷病者遺族特別年金については千五百円、実在職六年未満の者に係る普通扶助料の最低保障額については一千円の上積みを行おうとするものであります。

第二点は、傷病者遺族特別年金及び実在職六年未満の者に係る普通扶助料の最低保障額については一千円の上積みを行おうとするものであります。

これは、遺族加算の年額について、戦没者遺族等に対する処遇の改善を図るために、平成十一年四月分から、公務関係扶助料に係るものにあつては

十三万九千七百円に、傷病者遺族特別年金に係るものにあつては九万九千九百十円にそれぞれ引き上げるとともに、寡婦加算の年額について、平成十

月分から、公務関係扶助料に係るものにあつては

十三万九千七百円に、傷病者遺族特別年金に係るものにあつては十五万四千二百円等に引き上げよ

うとするものであります。

第四点は、妻に係る扶養加給の年額の増額であります。

これは、傷病恩給受給者の妻に係る扶養加給の

田総務府長官。

○國務大臣(太田誠一君) ただいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額及び各種加算額を増額すること等により、恩給受給者に対する待遇の改善を図ろうとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

この法律案による措置の第一点は、恩給年額の増額であります。

これは、平成十年における公務員給与の改定、消費者物価の動向、その他の諸事情を総合勘案し、平成十一年四月分から恩給年額を〇・七%引き上げようとするものであります。

第一点は、傷病者遺族特別年金及び実在職六年未満の者に係る普通扶助料の最低保障額については一千円の上積みを行おうとするものであります。

これは、傷病者遺族特別年金については千五百円、実在職六年未満の者に係る普通扶助料の最低保障額については一千円の上積みを行おうとするものであります。

これは、遺族加算の年額について、戦没者遺族等に対する処遇の改善を図るために、平成十一年四月分から、公務関係扶助料に係るものにあつては



〇〇円」を「一、三四九、〇〇〇円」に、「一、〇七八、〇〇〇円」を「一、〇八六、〇〇〇円」に、「九五」「〇〇〇円」を「九五九、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六から附則別表第八までを次のよう改める。

附則別表第六（附則第十三条関係）

仮定俸給年額	金額
八、一二六、九〇〇円	七、五六六、四〇〇円
七、三九五、三〇〇円	六、七八五、一〇〇円
六、一五七、〇〇〇円	五、三六〇、八〇〇円
五、三六〇、八〇〇円	四、五八二、七〇〇円
四、九五二、二〇〇円	四、三三一、二〇〇円
四、〇一〇、六〇〇円	三、四二四、〇〇〇円
三、三八四、五〇〇円	二、七八〇、三〇〇円
二、六四〇、二〇〇円	二、一八五、七〇〇円
一、二七二、一〇〇円	一、九二九、一〇〇円
一、〇四三、六〇〇円	一、六九八、九〇〇円
一、六九八、九〇〇円	一、四一六、八〇〇円
一、五九五、四〇〇円	一、三五一、二〇〇円
一、五五一、七〇〇円	一、二九八、五〇〇円
一、四一六、八〇〇円	一、一四四、一〇〇円

附則別表第六の二（附則第十三条関係）

仮定俸給年額	金額
八、一二六、九〇〇円	八、三三四、六〇〇円
七、三九五、三〇〇円	七、四三四、六〇〇円
六、一五七、〇〇〇円	六、二九一、四〇〇円
五、三六〇、八〇〇円	五、四八九、四〇〇円
四、九五二、二〇〇円	五、一五七、二〇〇円
四、〇一〇、六〇〇円	四、一一六、四〇〇円
三、三八四、五〇〇円	三、四二四、〇〇〇円
二、六四〇、一〇〇円	二、七二八、四〇〇円

附則別表第七（附則第十三条関係）

仮定俸給年額	金額
三、三八四、五〇〇円	三、五四九、〇〇〇円
二、六四〇、一〇〇円	二、七八〇、三〇〇円
二、二七二、一〇〇円	二、五七八、五〇〇円
一、〇四三、六〇〇円	一、二七二、一〇〇円

附則別表第八（附則第十三条関係）

仮定俸給年額	金額
三、三八四、五〇〇円	三、七二六、四〇〇円
二、六四〇、一〇〇円	二、九三〇、七〇〇円
二、二七二、一〇〇円	二、六四〇、二〇〇円
一、〇四三、六〇〇円	二、三八六、八〇〇円

〔旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正〕

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百三十九万七千円」を「百四十万七千円」に改める。

〔恩給法等の一部を改正する法律の一部改正〕

第四条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

改正する。

附則第八条第一項中「平成十年四月分」を「平

成十一年四月分」に改め、同項の表中「一、一二二九、九〇〇円」「一、一二九、九〇〇円」「一、一〇〇〇円」を「一、一〇〇〇円」「一、一〇〇〇円」「一、一〇〇〇円」に、「八四一、五〇〇円」を「八四七、四〇〇円」に、「六七三、二〇〇円」を「六七七、九〇〇円」に、「五六一、〇〇〇円」を「五六五、〇〇〇円」に、「七八四、五〇〇円」を「七九〇、〇〇〇円」に、「七八四、五〇〇円」を「七九〇、〇〇〇円」に、「五八八、四〇〇円」を「五九二、五〇〇円」に、「五七八、四〇〇円」を「五九二、五〇〇円」に、「四七〇、七〇〇円」を「四七四、〇〇〇円」に、「三九二、三〇〇円」を「三九六、〇〇〇円」に改め、同条第四項中「平成十年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第五条 恩給法等の一部を改正する法律（昭和四



一、四〇七、〇〇〇円	一、四一六、八〇〇円	三、七〇〇、五〇〇円	三、七二六、四〇〇円
一、四四三、九〇〇円	一、四五四、〇〇〇円	三、八七五、〇〇〇円	三、九〇一、一〇〇円
一、四九六、五〇〇円	一、五〇七、〇〇〇円	三、九八二、七〇〇円	四、〇一〇、六〇〇円
一、五四一、九〇〇円	一、五五一、七〇〇円	四、〇八七、八〇〇円	四、一一六、四〇〇円
一、五八四、三〇〇円	一、五九五、四〇〇円	四、三〇一、一〇〇円	四、三三一、二〇〇円
一、六三五、五〇〇円	一、六四六、九〇〇円	四、五〇九、八〇〇円	四、五四一、四〇〇円
一、六八七、一〇〇円	一、六九八、九〇〇円	四、五五〇、八〇〇円	四、五八一、七〇〇円
一、七四三、二〇〇円	一、七八五、四〇〇円	四、七一三、一〇〇円	四、七四六、一〇〇円
一、八〇〇、一〇〇円	一、八二二、七〇〇円	四、九一七、八〇〇円	四、九五二、二〇〇円
一、八七〇、九〇〇円	一、八八四、〇〇〇円	五、一二一、四〇〇円	五、二五七、二〇〇円
一、九一五、七〇〇円	一、九二九、一〇〇円	五、三三三、五〇〇円	五、三六〇、八〇〇円
一、九七三、二〇〇円	一、九八七、〇〇〇円	五、四五一、二〇〇円	五、四八九、四〇〇円
二、〇二九、四〇〇円	二、〇四三、六〇〇円	五、五八七、二〇〇円	五、六二六、三〇〇円
二、一四〇、六〇〇円	二、一五五、六〇〇円	五、八四九、三〇〇円	五、八九〇、二〇〇円
二、一七〇、五〇〇円	二、一八五、七〇〇円	六、一二四、二〇〇円	六、一五七、〇〇〇円
二、一五六、三〇〇円	二、二七一、一〇〇円	六、二四七、七〇〇円	六、二九一、四〇〇円
二、三七〇、一〇〇円	二、三八六、八〇〇円	六、三七四、四〇〇円	六、四一九、〇〇〇円
二、四九六、二〇〇円	二、五一三、七〇〇円	六、六三五、八〇〇円	六、六七一、二〇〇円
二、五六〇、六〇〇円	二、五七八、五〇〇円	六、七三七、九〇〇円	六、七八五、二〇〇円
二、六二一、八〇〇円	二、六四〇、二〇〇円	六、八六一、九〇〇円	六、九〇九、九〇〇円
二、七〇九、四〇〇円	二、七二八、四〇〇円	七、〇八一、一〇〇円	七、一三〇、七〇〇円
二、七六一、〇〇〇円	二、七八〇、三〇〇円	七、三〇一、六〇〇円	七、三五三、七〇〇円
二、九一〇、三〇〇円	二、九三〇、七〇〇円	七、三四三、九〇〇円	七、三九五、三〇〇円
二、九八四、五〇〇円	三、〇〇五、四〇〇円	七、三八一、九〇〇円	七、四三四、六〇〇円
三、〇六一、八〇〇円	三、〇八三、二〇〇円	七、四三一、〇〇〇円	七、四七四、〇〇〇円
三、一一〇、八〇〇円	三、一一三、三〇〇円	七、五一三、八〇〇円	七、五六六、四〇〇円
三、三六一、〇〇〇円	三、三八四、五〇〇円	七、六九九、三〇〇円	七、七五三、二〇〇円
三、四〇〇、二〇〇円	三、四二四、〇〇〇円	七、七八八、七〇〇円	七、九三九、九〇〇円
三、五四四、三〇〇円	三、五四九、〇〇〇円	七、九七六、四〇〇円	八、〇三一、一〇〇円

三、七〇〇、五〇〇円	三、七二六、四〇〇円	三、九〇一、一〇〇円	三、九〇九、九〇〇円
三、八七五、〇〇〇円	三、九八二、七〇〇円	四、〇一〇、六〇〇円	四、五四一、四〇〇円
三、九八二、七〇〇円	四、〇八七、八〇〇円	四、一一六、四〇〇円	四、五八一、七〇〇円
四、〇〇一、一〇〇円	四、三〇一、一〇〇円	四、九五二、二〇〇円	四、七四六、一〇〇円
四、三三一、二〇〇円	四、九一七、八〇〇円	五、一二一、四〇〇円	五、二五七、二〇〇円
五、三六〇、八〇〇円	五、四五一、二〇〇円	五、五八七、二〇〇円	五、六二六、三〇〇円
五、三三三、五〇〇円	五、四八九、四〇〇円	五、八九〇、二〇〇円	五、八九〇、二〇〇円
五、四一九、〇〇〇円	六、一二四、二〇〇円	六、六七一、二〇〇円	六、六七一、二〇〇円
六、二四七、七〇〇円	六、三七四、四〇〇円	六、四一九、〇〇〇円	六、四一九、〇〇〇円
六、六三五、八〇〇円	六、八六一、九〇〇円	六、九〇九、九〇〇円	六、九〇九、九〇〇円
六、七三七、九〇〇円	七、〇八一、一〇〇円	七、一三〇、七〇〇円	七、一三〇、七〇〇円
七、三〇一、六〇〇円	七、三四三、九〇〇円	七、三九五、三〇〇円	七、三九五、三〇〇円
七、三八一、九〇〇円	七、四三一、〇〇〇円	七、四三四、六〇〇円	七、四三四、六〇〇円
七、六九九、三〇〇円	七、七八八、七〇〇円	七、七八八、七〇〇円	七、七八八、七〇〇円
七、七八八、七〇〇円	七、九三九、九〇〇円	八、〇三一、一〇〇円	八、〇三一、一〇〇円

八、〇七〇、四〇〇円  
八、一一六、九〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一、一二六、一〇〇円未満の場合又は八、〇七〇、四〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇〇七を乗じて得た額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）を、仮定俸給年額とする。

平成十一年三月三十一日印刷

平成十一年四月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局